

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

史跡小笠原氏城跡は、室町時代の平地居館である井川城跡と、戦国時代の山城であり、山麓の本拠と一体となって機能した林城跡からなります。いずれの城も正確な築城年代は不明ですが、井川城は小笠原貞宗が信濃守護となった14世紀前半、林城は、小笠原清宗によって15世紀中頃から後半の初め頃に築かれたと考えられています。林城の麓の林山腰遺跡（里山辺）の発掘調査では、15世紀末頃に築かれた林城の山麓拠点に関わる施設と推定される遺構が確認されました。林山腰遺跡の成立時期が、井川城の廃絶時期と合致することから、井川城から林城への小笠原氏の拠点移動が想定されます。

林城は、天文19年（1550年）の武田氏による府中（当時の松本周辺の呼称）侵攻により周辺の城とともに自落（戦わずに逃亡又は降参すること。）しましたが、廃城時期は明らかになっていません。小笠原氏の後は、武田氏が深志城を拠点として府中一帯を統治しますが、天正10年（1582年）に武田氏が織田氏によって滅ぼされ、織田信長が本能寺の変で亡くなると、信濃は上杉・徳川・後北条・豊臣氏らによる勢力争いの場となりました。小笠原貞慶が深志城に入ると、領国支配を固めるため、木曾氏や仁科氏、府中を狙う上杉氏とも戦うなど不安定な情勢が天正13年（1585年）頃まで続くため、林城を始めとした周辺の山城が修築を受け、活用された可能性があります。

近世に入ると、井川城跡は、古城の伝承を残しながらも耕作地化が進み、宅地開発が進んだ現在も耕作地としてその景観を保っています。林城跡も近代に入り山腹の一部が桑畑等の耕作地として活用されましたが、遺構の多くが良好に残ります。

井川城跡及び林城跡は、昭和42年（1967年）にそれぞれ市指定史跡（昭和51年（1976年）、井川城跡は市特別史跡へ改称）となりました。更に林城跡は、小笠原氏が構築した規模の大きな山城で、当時の城館の在り方や小笠原氏の勢威を知る重要な資料であることを理由に、昭和45年（1970年）に埴原城跡とともに長野県史跡に指定されました。昭和55年（1980年）には、山家城跡、桐原城跡が追加指定され、井川城跡を除く5城が県史跡小笠原氏城跡（以下「県史跡5城」という。）として保護されました。

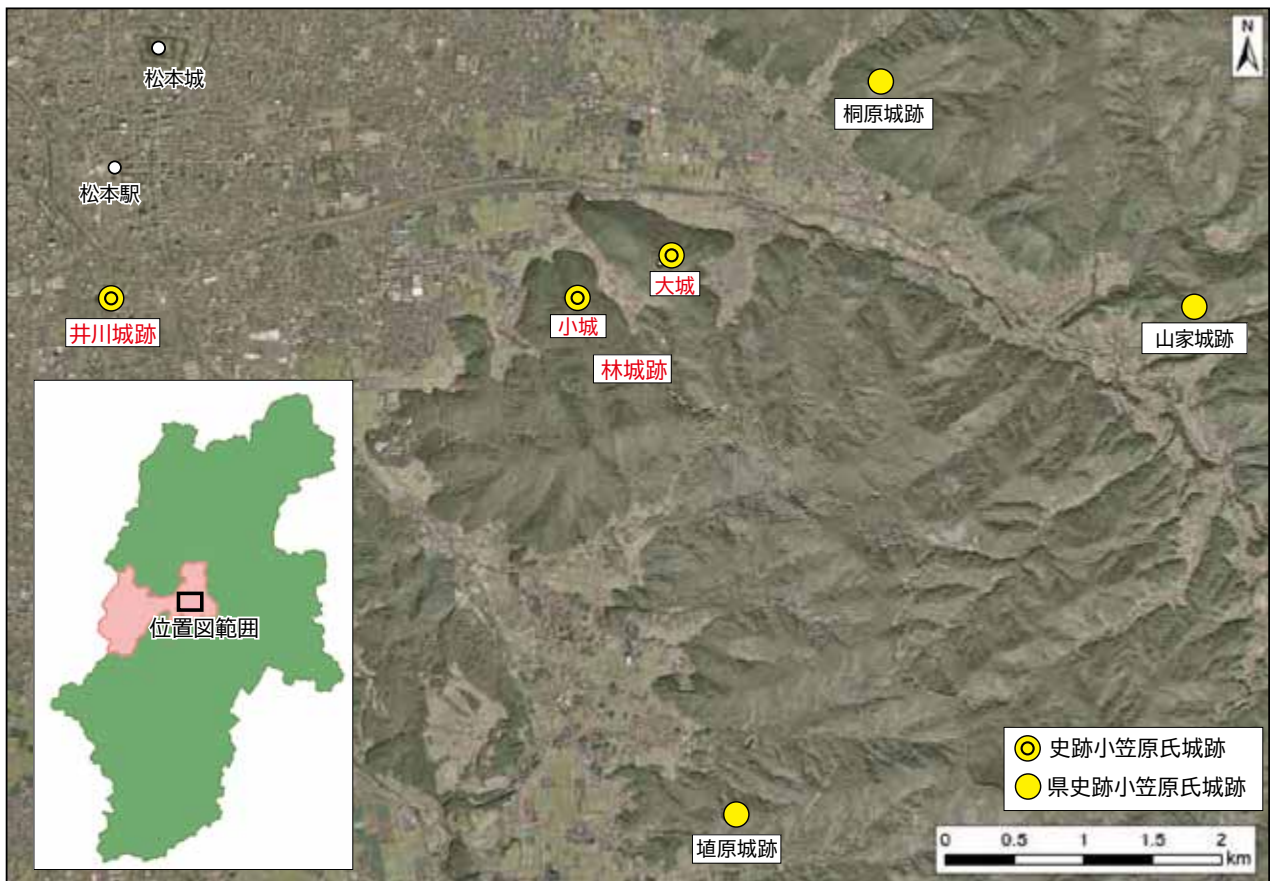
井川城跡は、平成25年（2013年）に、隣接地が松本市中条保育園の移転予定地となったことから、早急に井川城跡の実態解明と保護を図る必要が生じました。松本市教育委員会は、史跡指定を視野とした学術的な価値付けを目的として、平成25年度（2013年度）から平成27年度（2015年度）にかけて井川城跡の範囲・内容確認のための発掘調査を実施しました。調査の結果、周囲を堀で囲まれた、守護クラスにふさわしい規模の居館跡が良好に保存されている可能性が高いことから、「井川城跡の整備・活用方針」を策定し、遺跡の将来的な保存活用を図る方針を示しました。この方針では、井川城跡と県史跡5城を一体的に保存活用することを盛り込んでおり、地元町会からの国史跡指定要望を受け、指定に向けた取組みに着手していた県史跡5城と事業を統合し、「小笠原氏城館群史跡整備事業Ⅰ」として、6城の国史跡指定を目指しました。

その後、文化庁、長野県教育委員会、有識者と検討を重ねた結果、「小笠原氏本城の変遷」をテーマに井川城跡と林城跡の3城に絞って指定を目指すこととなり、平成29年（2017年）

2月9日に井川城跡及び大城が国史跡に指定され、平成31年（2019年）2月26日には小城が追加指定されました。

3城跡の史跡指定を受け、史跡を次世代へ継承するに当たっての保存活用の方針を定めるため、令和3年度（2021年度）に史跡小笠原氏城跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定しました。

この保存活用計画で示した方針に基づき、具体的な保存活用、整備方針を定めた本計画を策定します。



【図1】松本市及び小笠原氏城跡の位置図

第2節 計画策定の目的

史跡小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田氏により信濃を追われるまでの居城（本拠地）の変遷を追うことができ、室町時代から近世初頭までの信濃を取り巻く諸勢力の政治的、軍事的動向を知る手掛かりを残す重要な史跡です。

本計画は、保存活用計画で整理した史跡の抱える現状課題、基本方針等に基づき、史跡を適切に保存し、多くの人から大切にされ、次世代へ継承されていく魅力的な史跡となる整備を行うことを目的として策定しました。

第3節 計画策定の組織と経過

1 委員会の設置

本計画の策定に当たり、有識者と地域関係者9名からなる「史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置しました。委員会では、松本市教育委員会文化財課（以下「文化財課」という。）が事務局となり、本計画案を提示し、様々な見地から意見をいただくとともに、文化庁文化資源活用課並びに長野県教育委員会文化財・生涯学習課から指導・助言を得ました。



委員会の様子（第2回委員会）



林城跡（大城）現地指導の様子（第3回委員会）

2 計画策定の経過

- (1) 第1回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会
 日程：令和4年（2022年）12月8日（木）
 場所：松本市大手公民館2階 大会議室
 内容：委嘱状交付、委員会設置目的及び経過報告について、計画策定のスケジュール、整備基本計画構成（案）について、整備基本計画案について（第1章～第5章）
- (2) 第2回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会
 日程：令和5年（2023年）2月6日（月）
 場所：松本市中央公民館（Mウイング）大会議室3-2
 内容：令和5年度計画策定スケジュールについて、第1回委員会後の修正箇所について、整備基本計画案について（第6章 第1節～第2節）
- (3) 第3回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会
 日程：令和5年9月1日（金）
 場所：松本市中央公民館（Mウイング）大会議室3-2（委員会）、大城（現地指導）
 内容：令和5年度計画策定スケジュールについて、第2回委員会後の修正箇所について、整備基本計画案について（第6章 第3節～第16節）（委員会）
 城内通路調査成果の検討、遺構復元図の検討、遊歩道洗堀箇所の確認（現地指導）

(4) 第4回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会

日程：令和5年（2023年）11月20日（月）

場所：松本市中央公民館（Mウイング）大会議室3-2

内容：令和5年度計画策定スケジュールについて、第1章～第5章の修正箇所について、第6章の修正箇所について

(5) 地権者及び地元町会等への説明

ア 井川城下区町会・地権者説明会

日程：令和6年（2024年）1月19日（金）

場所：井川城下区公民館

イ 里山辺林町会・地権者説明会

日程：令和6年1月21日（日）

場所：林公民館

ウ 入山辺橋倉町会・地権者説明会

日程：令和6年1月26日（金）

場所：橋倉公民館

(6) 第5回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会

日程：令和6年2月16日（金）

場所：松本市大手公民館2階 大会議室

内容：パブリックコメント及び地元説明会の実施結果について、第1章から5章までの修正箇所について、第6章の修正箇所について

(7) パブリックコメントの実施

ア 募集期間

令和6年1月13日（土）～令和6年2月11日（日）

イ 閲覧方法

市ホームページ

窓口（文化財課、行政情報コーナー、各地区地域づくりセンター）

ウ 意見募集方法

意見募集用紙を文化財課にEメール、ファックス、郵送又は窓口直接提出

電子申請（LoGo フォーム）

エ 実施結果

件数：15件（3人）

提出方法：Eメール2件（1人）、直接提出1件（1人）、ファクシミリ12件（1人）

(8) 計画の策定

令和6年2月29日開催の令和5年度第11回定例教育委員会で、史跡小笠原氏城跡整備基本計画の策定について議決。

松本市教育委員会告示第36号

史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年9月29日

松本市教育委員会

史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡小笠原氏城跡の保存活用及び整備の指針となる史跡小笠原氏城跡整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）を策定するため、史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 整備基本計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域関係者
- (2) 有識者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から整備基本計画が策定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

【表1】史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会名簿

委員

◎：委員長 ●副委員長

氏名	所属・役職等	備考
◎笹本 正治	長野県立歴史館 特別館長	歴史学（日本中世史）
●原 明芳	松本市文化財審議委員会委員	考古学
中井 均	滋賀県立大学 名誉教授	考古学（城郭史）
佐々木 邦博	信州大学 名誉教授	環境農学（造園・景観）
大塚 勉	信州大学 特任教授	地質学
小岩井 俊忠	林古城会 会長	地域関係者（林城跡保存団体）
寺澤 憲一	井川城下区町会長（令和4年度）	地域関係者
窪田 浩	井川城下区町会長（令和5年度）	地域関係者
赤廣 伴夫	入山辺橋倉町会長	地域関係者
横山 盛高	里山辺林町会長	地域関係者

オブザーバー

氏名	所属・役職等
岩井 浩介	文化庁文化資源活用課（整備部門）文化財調査官
馬場 伸一郎	長野県教育委員会文化財・生涯学習課 文化財専門員

事務局

氏名	所属・役職等
伊佐治 裕子	教育長
逸見 和行	教育次長
竹原 学	文化財課 課長
田多井 用章	文化財課 課長補佐 史跡整備担当係長
宮井 博樹	文化財課 史跡整備担当 主任
小山 奈津実	文化財課 史跡整備担当 主任
関沢 聡	文化財課 史跡整備担当 会計年度任用職員1類
廣田 早和子	文化財課 史跡整備担当 会計年度任用職員1類

第4節 他の計画との関係

本計画は、松本市に所在する国指定文化財のうち、史跡小笠原氏城跡を対象に、文化財保護法第129条の2に基づいて保存及び活用の考え方や具体的な取組内容を定めた基本的な計画であり、松本市の既存の計画との整合を図っています。

1 松本市総合計画（基本構想2030第11次基本計画）

将来の都市像やまちづくりの基本目標などを示す、松本市の根幹となる計画です。

松本市が策定する計画の最上位に位置するものであり、分野別の個別計画策定に際しては、総合計画との整合が図られます。

令和3年度（2021年度）に策定された松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）は、「豊かさと幸せに挑み続ける 三ガク都」をキャッチフレーズに、「三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」（進化・深化）させる」を基本理念に掲げています。

まちづくりの具体的な各論である「基本施策」を7分野、47施策にまとめ、史跡小笠原氏城跡等の文化財の保存活用に係る施策は、「分野7 文化観光」の中の基本施策「7-2 歴史文化の継承」に位置付けられています。

この基本施策は、「歴史・文化資産の魅力の向上や周知を図り、教育・まちづくり・観光等に活用しながら保存し、後世に継承することを目指します。」を目標としています。施策の方向性として、「松本城や旧開智学校等の保存活用」、「文化財を活用した地域づくり」等掲げています。

2 松本市教育大綱

松本市教育大綱「子供が主人公 学都松本のシンカ」は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱で、令和4年（2022年）2月に策定されました。「子どもを主人公とし、その学びを地域社会全体で支えること」を学都松本の根本に据え、先人達が築き上げてきた礎のもと、「学都松本のシンカ」に挑んでいくこととし、重点的に取り組む施策の一つとして、「遊び」や「体験」を大切にした学びの拡充を掲げています。

3 松本市教育振興基本計画

教育基本法に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

令和4年から令和8年（2026年）までを計画期間とする第3次計画では、「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を基本理念とし、子どもを主人公に据えた計画を推進しています。計画では、期間内に重点的に取り組む施策の方向性を9つの分野に分けて定めており、分野9「文化芸術・歴史」の方針2「文化遺産の保存と活用」の事業の一つとして、「小笠原氏城館群史跡整備事業」が提示されています。

4 松本まるごと博物館構想

松本市という空間を「屋根のない博物館」とみなし、自然環境や文化遺産を現地で保

存して活用するとともに、生活環境や景観、文化、産業等を一体として捉え、特徴ある地域のまちづくり等に寄与することを目的に、平成12年（2000年）に策定されました。

本計画の上位に位置する松本市歴史文化基本構想及び松本市文化財保存活用地域計画は、松本まると博物館構想の理念を具現化するための計画として位置付けられています。

5 松本市歴史文化基本構想・松本市文化財保存活用地域計画

(1) 策定の経緯と概要

松本市歴史文化基本構想（以下「歴史文化基本構想」という。）は、市民が歴史や文化を通じて郷土に愛着と誇りを持ち、更に観光や産業といった経済振興につながる魅力あるまちづくりを進めるため、松本市の文化財の保存活用のマスタープランとして策定したものです。その後、文化財保護法改正により、文化財保存活用地域計画が法定化されたことから、歴史文化基本構想に位置付けた各種施策のアクションプランとして、松本市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を策定しました。

策定に当たっては、地域に残る後世に伝えたい文化財を把握するために、市内35地区の公民館を拠点に、文化財調査組織を立ち上げ、住民主体の文化財^{しつがい}悉皆調査を実施しました。この調査で把握された11,632件の文化財の中から、165の関連文化財群を設定し、史跡小笠原氏城跡を構成する井川城跡、林城跡は表2のテーマを構成する要素として位置付けられています。

更に、これらの関連文化財を共通するテーマごとにグループ分けを行い、史跡小笠原氏城跡は、松本市全体の関連文化財群のテーマ区分において「松本平の城館群と館跡」として整理されるとともに、松本市の歴史や文化の特性を示す「8つの魅力」のうち「松本城と城館群」を構成する要素としても位置付けられています。

松本市は、こうして整理された関連文化財群に対し、一定の要件を満たしたものを「まつもと文化遺産」に認定し、保存活用事業に対して継続的な財政支援を行っています。

【表2】関連文化財群のテーマ一覧

地区	関連文化財群のテーマ	核となる文化財
鎌田	井川城と関連文化財群	井川城跡
里山辺	林城下の遺構	地形と地名、家並み、堰
山辺	山家氏、小笠原氏と山城	山城（城跡）と寺社

(2) 地域計画と本計画の関係

地域計画では、指定・未指定を問わず、文化財を末長く後世に伝えるために、松本市における文化財を取り巻く課題について整理を行い、それらを解決するための方針を定めています。本計画の作成は、課題に対する大方針「文化財の価値の共有」の中の、小方針「保存活用（管理）計画の策定の推進」に沿っています。

6 史跡小笠原氏城跡保存活用計画

史跡の本質的価値を明確にし、保存、調査研究、活用、整備、運営・体制の在り方の基本方針を示すことを目的として、令和4年(2022年)3月に策定しました。

7 松本市都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市づくりのビジョンを具体的に定めるものです。平成22年(2010年)3月に策定後、令和4年3月に改訂を行い、松本市の20年後の都市将来像を示しました。

全体構想では、都市づくりの基本方針の一つに「歴史や自然を活かし、活力ある産業を育てる都市づくり」が位置付けられています。また、地域ごとに設定された地域別構想の内、林城跡がある東山中部地域(里山辺・入山辺)では、まちづくりの方針として、山辺ぶどうなどの地域特有の資源や古墳、古寺、古城などの歴史資源を活かした地域産業づくりが挙げられています。

8 松本市歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)に基づき、歴史文化を活かした景観形成による住環境の向上、伝統行事や伝統文化の保存継承等、文化財を活かしたまちづくりを目指し策定したもので、平成23年(2011年)6月に主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)の認定を受けました。

令和3年度(2021年度)に第2期計画の認定を受け、この計画に基づき、教育委員会と市長部局が連携して、重点区域に指定した中心市街地において、歴史的風致の向上に努めています。小笠原氏城館群は、重点区域外ですが、文化財の保存又は活用に関する事項において、国指定文化財の整備計画の策定が挙げられています。

9 松本市景観計画

恵まれた自然・歴史・文化遺産を活かし、松本市にふさわしい風格ある景観づくりに努め、本市を更に美しく魅力あふれた快適なまちとして、次代の市民に引き継いでいくために、平成20年(2008年)に策定(令和5年(2023年)3月改定)した景観法に基づく計画です。計画の中で、井川城跡及び林城跡の所在地域は、「市街地景観区域」と「山地丘陵景観区域」に区分され、景観形成方針が定められています。

10 松本市緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づく市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のため施策等を策定した緑とオープンスペースに関する計画です。

平成27年(2015年)に策定され、本市全体の水と緑の将来像を定めたほか、市域を5つにエリア分けし、将来像と取り組む施策を定めています。井川城跡及び林城跡は、「市街地エリア」と「里山・森林エリア」に区分され、目指すべき将来の姿が示されています。

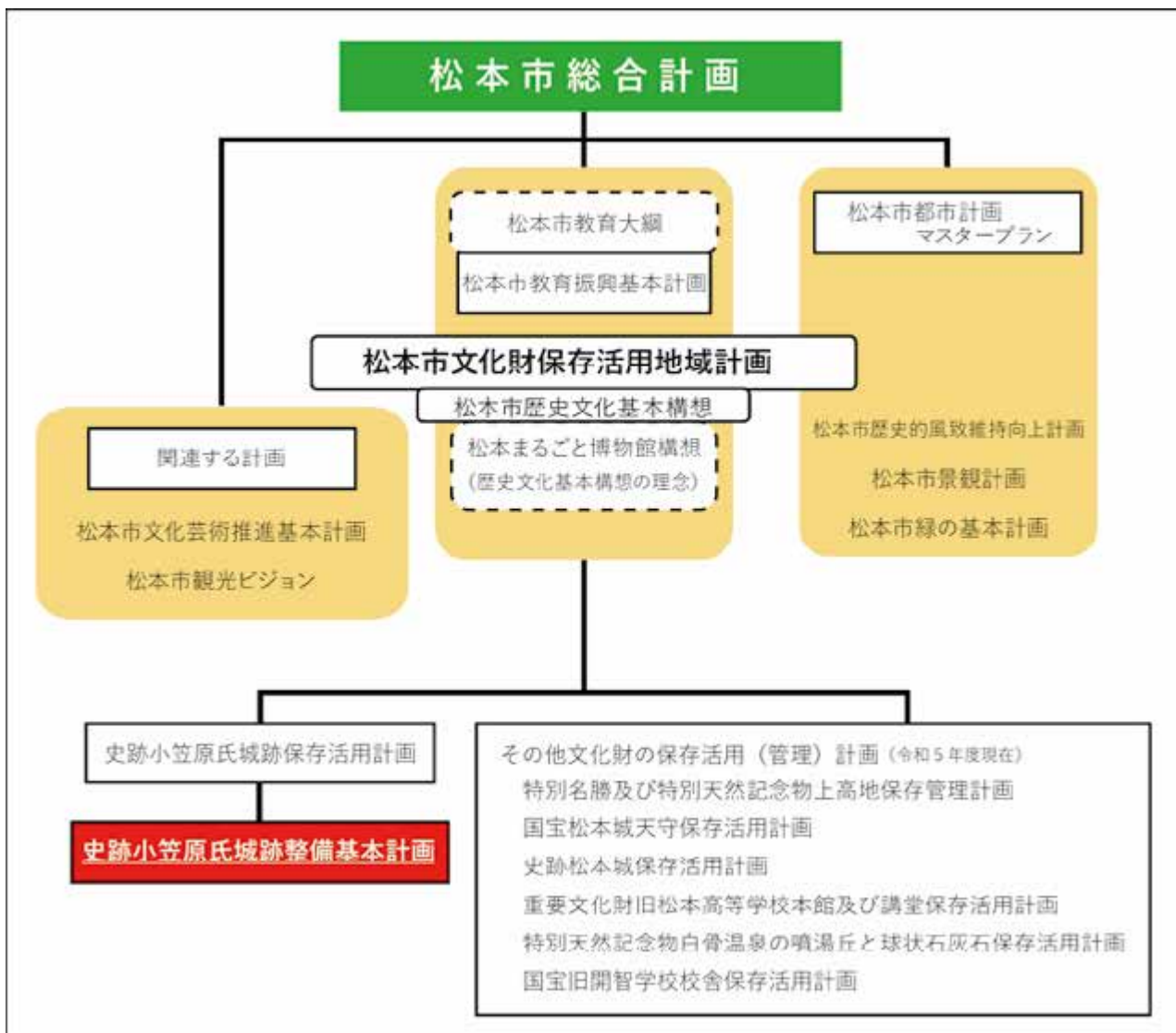
11 松本市文化芸術推進基本計画

松本市文化芸術振興条例及び松本市総合計画を具体化させる文化芸術分野の個別方針として、令和3年（2021年）に策定されました。

「文化財の保存・活用」が重点施策の1つとされており、文化財の適切な保護と地域活性化への活用が目標とされています。

12 松本市観光ビジョン

松本市観光ビジョンは、松本市の観光の目指したい姿を改めて設定し、観光に携わる地域事業者、地域住民、観光関係団体等、全てのステークホルダー間で目標を共有し、それぞれの役割を果たしながら、一体感を持って取り組むための指針として策定されました。令和5年度(2023年度)に改定され、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間を計画期間としています。目指したい観光地像として、「あなたと“いききたい” まち～繋がる・触れる・彩る 松本～」を掲げ、5つの基本方針を定めています。

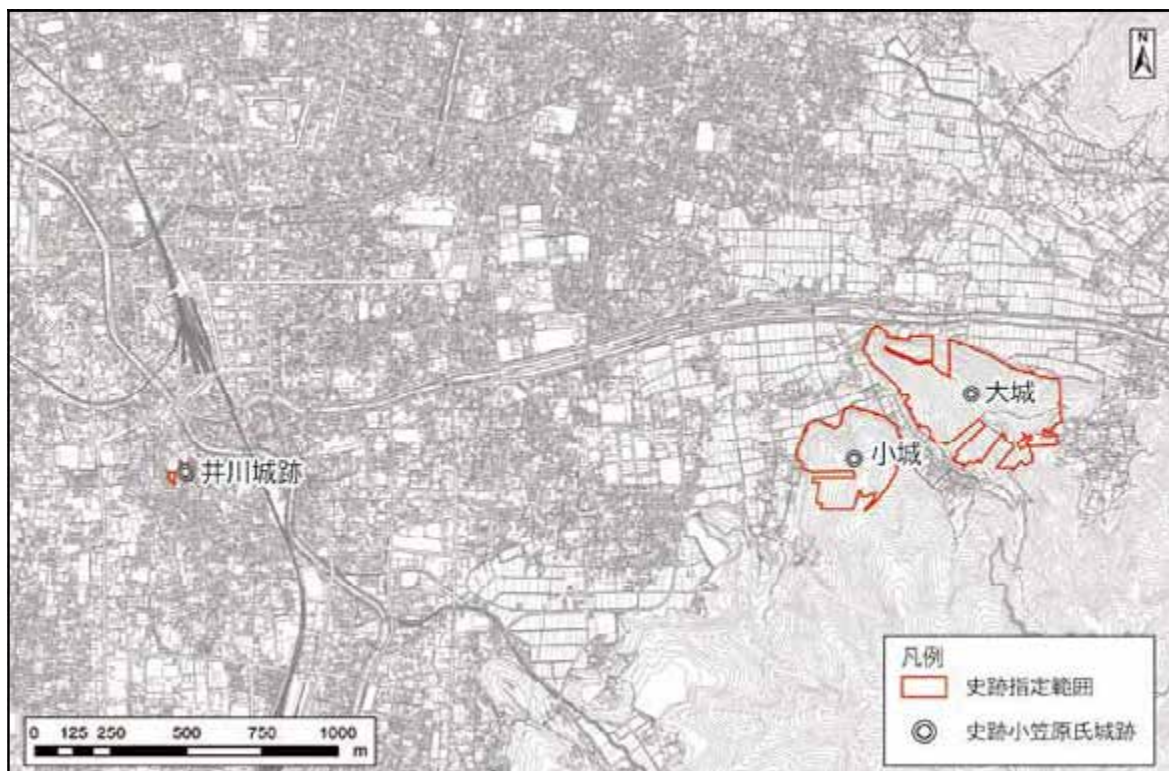


【図2】松本市における施策の体系図

第5節 計画の対象範囲と期間

本計画の対象範囲は、史跡指定地及びその周辺とし、計画期間は令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とします。この10年間の計画を短期計画、それ以降を中・長期計画とします。また、短期計画の前半の5年を前期、後半の5年を後期とします。

令和16年度（2034年度）以降の事業計画については、令和13年度（2031年度）に史跡小笠原氏城跡保存活用計画の見直しを行うとともに、整備の進捗状況、史跡追加指定の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間中に次期計画を策定します。



【図3】計画対象範囲図

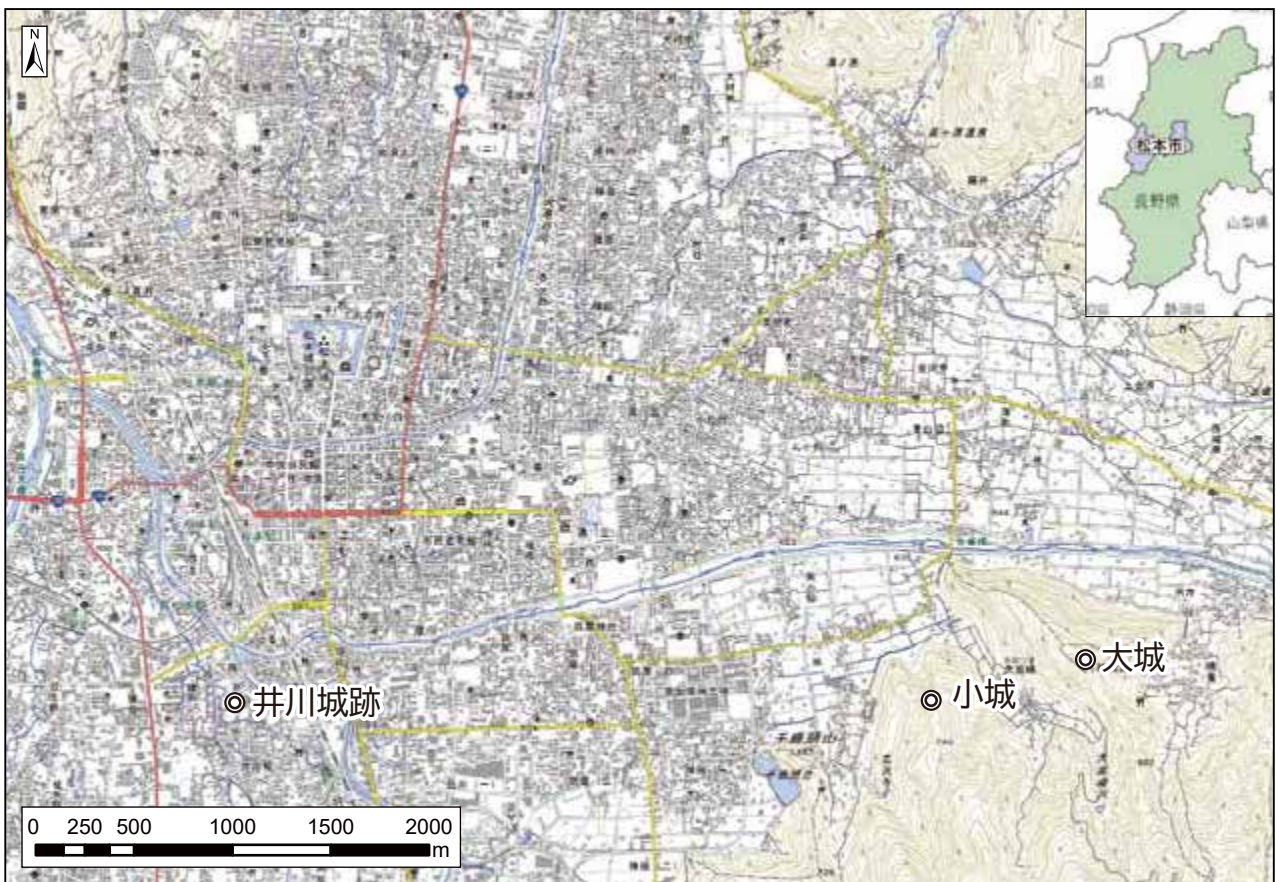
第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境

1 立地

松本市は、長野県のほぼ中央部西側に位置し、東西 52.2 キロメートル、南北 41.3 キロメートル、面積 978.47 平方キロメートルの市域を有し、6 市 3 町 5 村に接しています。

井川城跡は、松本駅から南に約 1 キロメートルの田川と奈良井川に挟まれた標高 585 メートルに位置しています。また、林城跡は本市の東側にある高遠山（標高 1,317 メートル）から北西へ伸び出た尾根の先端付近に築かれています。大嵩崎集落を挟んで大城（標高 844 メートル）、小城（標高 774 メートル）が南北に相對して位置しています。



【図4】松本市及び史跡小笠原氏城跡の位置（国土地理院電子地形図 25000 を使用 史跡名称等を加筆）

2 地形・地質

松本市は、西に北アルプス、東に筑摩山地^{ちくま}を配し、本州中央部を縦断する糸魚川－静岡構造線に沿って南北に伸びる松本盆地を中心とした地域に位置しています。地質は、糸魚川－静岡構造線を挟んで、西側は山岳部を中心に中・古生代（4億年前～6,500万年前）の堆積岩や花崗岩などの固い地層や岩石、東側は、フォッサマグナの海に堆積した砂岩・泥岩・凝灰岩などの新第三紀（2,303万年前～258万年前）以降の比較的柔らかい地層や岩石が主体です。

松本市街地は、深志盆地とも呼ばれ、筑摩山地やそこから派生する城山丘陵によって三方を囲まれた小盆地を成しています。ここに北側から女鳥羽川、東側から薄川が流れ込み、それぞれの河川からもたらされた堆積物によって形成された扇状地が接する複合扇状地を形成しています。扇状地末端には湧水帯があり、とりわけ、市街地東部の湧水は、近世の松本城下町の暮らしや、産業を支える生活基盤となっていました。

標高600メートル以下は、扇端部に位置し、低湿地となっており、井川城跡は、低湿地に位置しています。井川城跡は、田川の自然堤防の西側に広がる後背湿地中の微高地（周囲より1.0～1.5メートル程高い。）にあり、盛土により築かれました。発掘調査の結果、この微高地上には、古墳時代の遺物や平安時代の遺構・遺物が確認されており、古代以来安定した環境の下、生活領域として利用されていたことが考えられます。井川城跡は、安定した微高地を用いて、周囲の湿地や河川を用いて築かれたことが分かります。

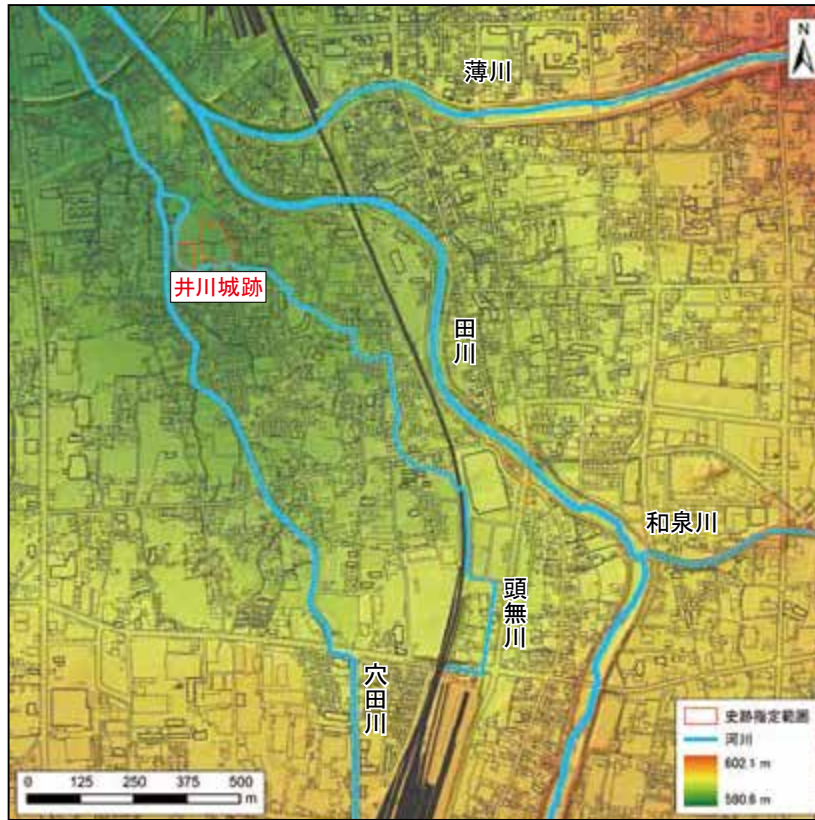
林城跡のある薄川流域の山塊は、地質学的には新第三紀前期中新世～中期中新世に形成された玄武岩や安山岩、砂岩、礫岩^{れき}等からなる内村層を主体とし、そこに貫入した後期中新世の閃緑斑岩^{せんりょくはんがん}や石英閃緑岩が各所に見られます。

林城跡は、盆地に面した急峻な尾根地形を利用して築かれました。大城と小城の間には、大嵩崎沢による狭く深い小谷があります。こうした地形景観は、山城と山麓拠点からなる戦国時代の領主拠点（一乗谷朝倉氏遺跡（福井県福井市）や小谷城跡（滋賀県長浜市）等）と類似した在り方となっています。

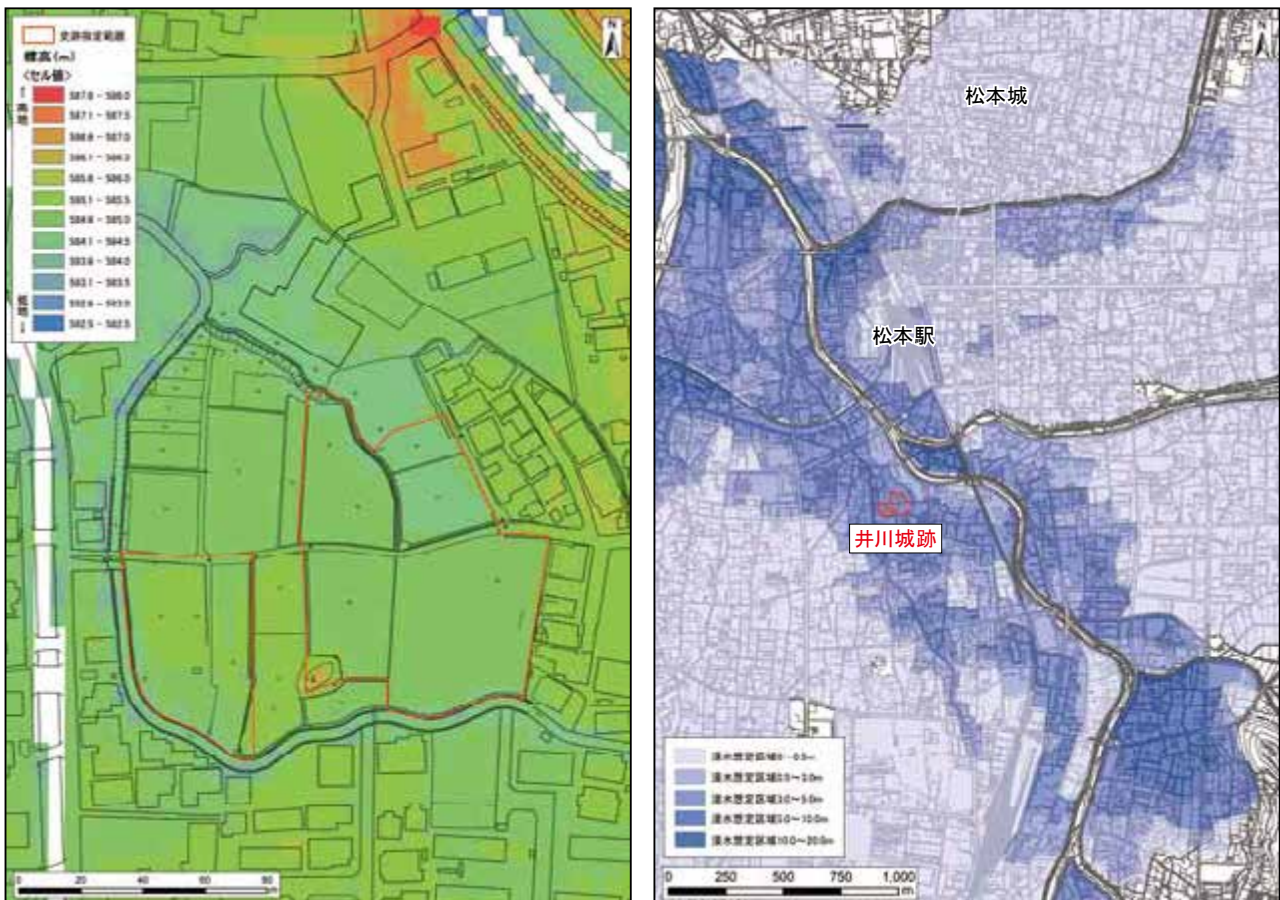
大城では、内村層の珪質泥岩^{けいしつ}や火山岩（安山岩など）の露頭や風化土壌が見られます。

また、小城にも同様に各所で内村層に属する岩石やその風化土壌が露出しています。

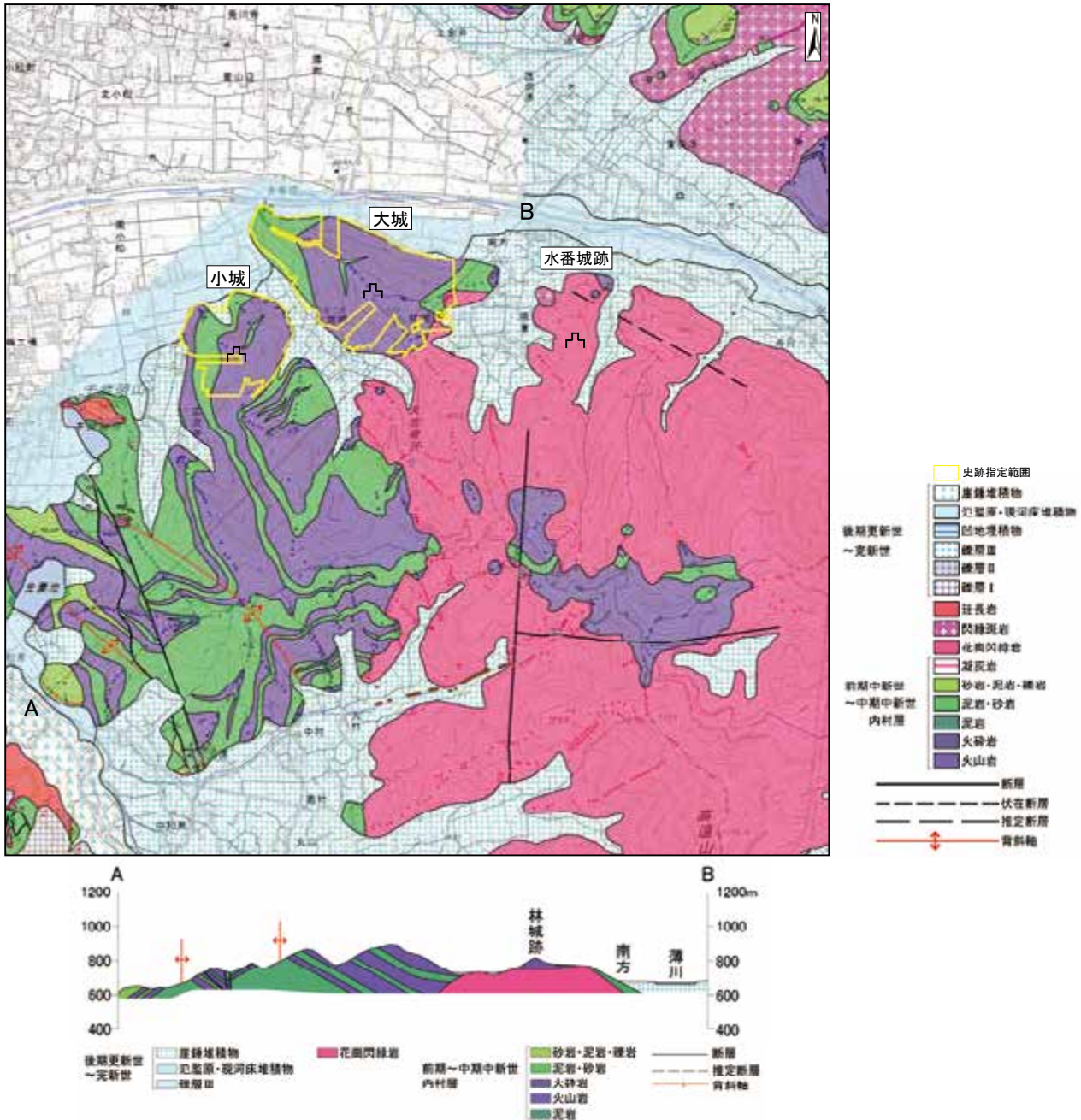
大城を含む山塊の後方、高遠山一帯には前記の新第三紀に貫入した花崗閃緑岩^{かこう}が広く分布し、大城の南東ではその露頭も観察できます。



【図5】井川城跡周辺水路図



【図6】井川城跡周辺の微地形と浸水想定区域で見る井川城跡周辺の地形
 (「基盤地図情報(数値標高モデル)」(国土地理院)及び
 「国土数値情報(洪水浸水想定区域)」(国土交通省)を使用して作成)



【図7】林城跡周辺地質図と断面図（小山俊滉氏作製図を一部加工）

3 植生

松本市中心部、四賀地区、梓川地区の山地帯下部（標高1,000メートル以下）では、人の手が加わったカスミザクラ-コナラ群落やアカマツ群落などの二次林が多く分布し、波田地区はカラマツ植林が広い面積を占めます。

安曇^{あずみ}地区及び奈川の山帯上部（標高1,000メートル～1,600メートル）にはクリーミズナラ群落が分布し、安曇、奈川、波田地区の亜高山帯（1,600メートル～2,500メートル）は、シラビソ、オオシラビソ、コメツガなどの常緑針葉樹林が分布し、ダケカンバ、ミヤマハンノキなどの落葉広葉樹もわずかに分布します。安曇地区の高山帯（2,500メートル以上）は、ハイマツ群落や風衝草原となっています。

松本市では、平成16年度（2004年度）に初めて確認されて以降、松くい虫によるアカマツの枯損が問題になっています。アカマツは、市内民有林の16パーセント（平成

29年（2017年）を占めているカラマツに次ぐ主要樹種です。林城跡の主要遺構が残る部分の大半がアカマツ群落であり、面的な枯損が発生しています。

井川城跡がある鎌田地区^{かまだ}周辺は、市街地化されていますが、耕作地（水田、畑）が散在しており、史跡指定地周辺も耕作地として使用され、管理された環境です。



【図8】井川城跡の土地利用



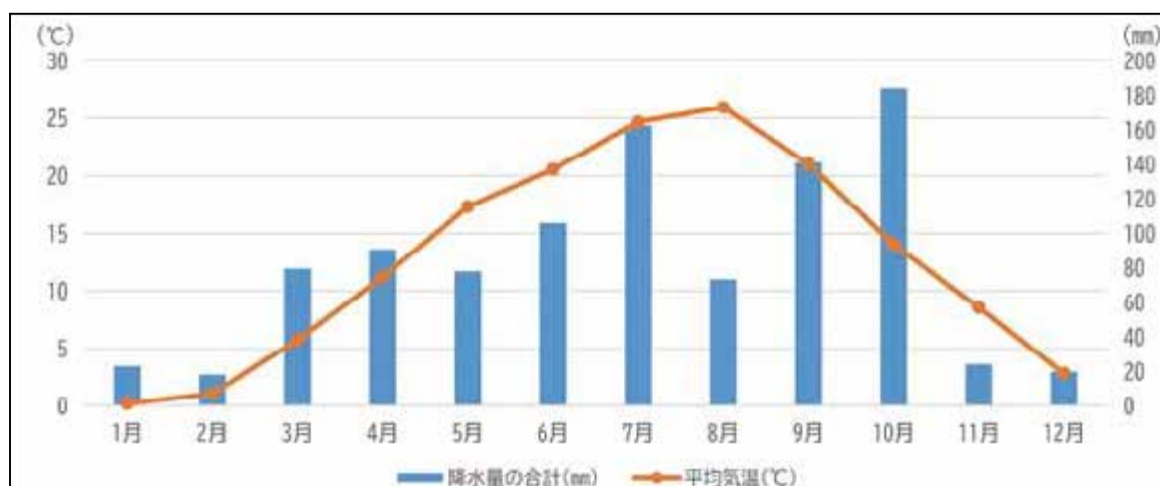
【図9】 林城跡の植生（「信州暮らしのマップ（森林区域（松本市）」（長野県）を使用して作成）

4 気候

松本市の気候は、日較差、年較差ともに大きい内陸性中央高地型気候で、湿度が低く、さわやかな体感を覚えるとともに、空が澄み、長い日照時間に恵まれていることが特徴です。令和3年(2021年)を除く(降水量のデータ欠損により除外)平成29年(2017年)から令和4年(2022年)までの過去5年間では、年平均気温は12.8度、年間の平均降水量は999.7ミリ、平均湿度は66.4パーセント、日較差の平均は11.1度、年較差の平均は47度となっています。

夏は朝晩過ごししやすいものの、日中は30度を超える真夏日が続き、冬は放射冷却現象により朝方の冷え込みが厳しく、氷点下10度を下回ることもあります。

【表3】 松本市の年間気温と降水量（令和4年度までの過去5年間の平均）
※令和3年は、降水量のデータ欠損のため除いています。



第2節 歴史的環境

1 旧石器時代から古墳時代

(1) 松本市域の様子

松本市域に人々が暮らし始めたことを確認できるのは、今から約14,000年から13,000年前までの旧石器時代とされ、この時代の石器が各所で採集されています。

縄文時代になると、市内にも数多くの遺跡が確認されるようになり、特に人口が増加し定住が進んだ中期の集落跡が山麓の高台や河岸段丘上に数多く見られます。

弥生時代には、稲作の普及により耕地が広がった結果、中期後半以降は低湿地を囲むように大きな集落が出現します。

古墳時代に入ると農業技術の発展により、耕作が可能な土地が広がるとともに、集落の在り方に変化が生まれ、地域を統率した首長層の墓である古墳が出現します。中でも、市街地を見下ろす中山丘陵の突端に築かれた東日本最古級、3世紀末の前方後方墳である史跡弘法山古墳（庄内）は、その象徴的な存在で、これと連動して出川周辺には大きな集落が形成されます。



史跡弘法山古墳

(2) 井川城跡周辺の様子

奈良井川と田川に挟まれ、低湿地が広がる井川城跡周辺では、縄文時代の遺跡は確認されていません。

弥生時代では、出川西遺跡（松南）や出川南遺跡（松南、芳川）など、井川城跡のある低湿地に臨む南松本駅一帯の微高地上に、弥生時代中期から後期の住居跡や墓跡が確認されています。古墳時代になると、更に集落が拡大し、古墳時代中期末の平田里古墳群（松南）や高宮遺跡（鎌田）の水辺の祭祀跡なども発見されています。また、井川城跡からは、古墳時代中期の甕が出土しています。

(3) 林城跡周辺の様子

大城と小城の間の谷部に位置する林山腰遺跡（里山辺）から縄文時代の柄鏡形敷石住居跡が発見されています。

弥生時代の遺跡は、再埋葬を伴う針塚遺跡（里山辺）、後期の集落遺跡である堀の内遺跡（里山辺）などが確認されており、薄川扇状地周辺は既にこの頃から開発されていたと考えられます。

また、古墳時代の遺跡は、5世紀後半（古墳時代中期）に築造された県史跡針塚古墳（里山辺）や7世紀前半（古墳時代後期）築造の南方古墳（入山辺）



柄鏡形敷石住居跡（林山腰遺跡）

など、この地域の開発を主導した支配者層の墓があり、南方古墳の副葬品は松本市重要文化財に指定されています。

2 奈良・平安時代

(1) 松本市域の様子

奈良時代になると、松本市域には律令制度により国府を結ぶ官道として東山道が通り、郷里制による行政区画として筑摩郡と安曇郡が設置されました。また、『和名類聚抄』の記載から、わみょうるいじゆしやう小県郡にあった信濃国府は、8世紀末から9世紀前半までに筑摩郡に移されたと考えられています。

東山道のルートに近いと推定される^{あがたまち}県町遺跡では、多量の緑釉陶器や、越州窯系青磁、海老錠といった特殊な遺物が出土するなど、官衙的な性格がうかがえ、松本が東山道における重要な拠点であったと推察されます。

平安時代になると、市内の山中や、山麓に寺院が建立され始め、修験と関係の深い鉢伏山の山腹にある堂平から9世紀から12世紀の古い寺院跡が発掘され、山麓に成立する牛伏寺の前身と考えられています。また、松本市西部にある^{にやくたくじ}若澤寺跡や^{もとてらば}元寺場跡、松本市東部の桐原城跡に隣接した旧海岸寺などとともに、山岳信仰と密教に関わる古代～中世の山の寺の様子を伝えています。

(2) 井川城跡周辺の様子

井川城跡の南方に位置する史跡弘法山古墳北麓の平畑遺跡（庄内）や南松本の平田北遺跡（芳川）、出川南遺跡から奈良・平安時代の住居跡が見つかっています。

なお、井川城跡においても、中世の盛土の下から9世紀から12世紀の遺物が出土しており、井川城が築かれる以前から低湿地に囲まれた微高地が生活の場として使われていたことが分かっています。

(3) 林城跡周辺の様子

林城跡周辺は筑摩郡^{やまんべのごう}山家郷に属し、「山家」の初見は奈良時代の天平^{てんぴやうしやうほう}勝宝4年（752年）の東大寺正倉院の白布の墨書に見られます。平安時代になると小笠原氏の祈願寺であった^{とせん}兎川寺が創建されました。この時代の遺跡は、薄川扇状地上にも拡大し、^{ちかとう}千鹿頭北遺跡（里山辺）、神田遺跡（庄内）、下原遺跡（里山辺）、薄町遺跡（里山辺）、堀の内遺跡をはじめ、林城跡付近でも林山腰遺跡から平安時代の住居跡が確認されています。

3 中世

(1) 松本市域の様子と小笠原氏

鎌倉時代は、国ごとに守護が置かれ、荘園や公領には地頭が置かれました。信濃国守護は、当初比企氏でしたが、後に北条氏に代わり、鎌倉幕府が倒れて北条氏が滅びると、建武政権成立のもとで小笠原氏が守護となりました。小笠原氏は、甲斐源氏の一族で、甲斐源氏加賀美遠光の子息である長清が、甲斐國小笠原荘（山梨県南アルプス市）を本拠として、小笠原氏を名乗ったことから始まりました。

小笠原氏が信濃守護に任ぜられたのは、建武3年（1336年）の小笠原貞宗の時です。小笠原氏は、信濃国において伊那郡伊賀良庄（飯田市）を拠点としていましたが、

なかせんだい
中先代の乱（信濃に逃れていた、執権北条高時の遺児時行を担いで、諏訪頼重らが挙兵した乱）において、足利尊氏方として活躍した功績により、府中近辺の所領と、守護職を得ました。府中とは、当時の松本の呼び方で、古代以来国府が置かれた場所として政治上重要な地域でした。小笠原氏は、当初船山（千曲市）を守護所（守護が館を構え、政務を行った場所）とし、井川を本拠地に定めて信濃国を治めました。しかし、実際に支配の及ぶ範囲は主に中・南信地方に限られ、ほかの地域は在地の有力武士（国人）が勢力を張っていました。その緊張と対立の関係の中で、小笠原氏は、一時的に信濃守護の地位や府中周辺の所領を失うこともありましたが、小笠原政長、長基等一族が守護を継承していきました。こうした中、おうえい 応永7年（1400年）には、守護として赴任した小笠原長秀（長基の子）に対し、各地の国人が反抗し大塔合戦が起き、長秀は敗北し守護を解任されています。長秀は京都に逃れ、守護職は斯波義将に替わり、その後信濃国は幕府料国（幕府の直轄地）となりました。

長秀の後は小笠原政康が、同32年（1425年）に信濃守護に補任されました。これにより、小笠原氏はおよそ20年ぶりに信濃守護としての勢力を取り戻しました。政康が後継を指名せずに没すると、小笠原氏内部で伊賀良庄を拠点とする政康の子宗康（伊那小笠原氏）と、府中を拠点とする政康の兄長将の子持長（府中小笠原氏）による相続争いが起こりました。争いは、幕府の訴訟に持ち込まれ、宗康が勝訴しましたが、善光寺平の漆田原にて行われた合戦により、持長は宗康を破りました。宗康は、この合戦によって敗死したとされています。宗康の後は弟の光康が所領を受け継ぎ、守護職に補任されましたが、持長も守護を務めていた時期が確認されており、享徳の乱（関東管領上杉憲忠殺害がきっかけとなった、幕府と鎌倉公方との対立）により幕府から光康に出陣命令が出されるこうしょう 康正元年（1455年）までに守護の交代がありました。

康正2年（1456年）、宗康の子政秀が足利義政から祖父政康の知行を安堵され、年不詳ですが信濃守護に補任されました。かんしょう 寛正2年（1461年）に光康、翌年に持長が亡くなると、それぞれの跡を清宗、家長が継ぎます。各勢力はそれぞれ本拠とするところが異なり、鈴岡（飯田市）を拠点とする宗康－政秀の系統（鈴岡小笠原氏）、松尾（飯田市）を拠点とする光康－家長の系統（松尾小笠原氏）、府中を拠点とする持長－清宗の系統（府中小笠原氏）の3家に分かれました。府中小笠原氏は、小笠原氏内部での対立が激しくなってきた頃（15世紀後半）に、山城である林城を築き、平地の井川城から林（大嵩崎）へと本拠を移しました。

おうにん 応仁元年（1467年）、政秀は伊賀良庄から府中に乱入して清宗を攻めましたが、府中を制圧することはできませんでした。清宗は翌年死去し、府中小笠原氏の跡目は長朝が継ぎました。

長朝は、仁科氏・西牧氏・山家氏の連合と戦い、山家城を攻めたほか、政秀の支援を受けて諏訪片山城に進軍してきた諏訪大祝家のおほほうり 繼満を、安曇・筑摩2郡の軍勢を率いて攻撃するなど、積極的な軍事行動をとるようになりました。しかし、長享3年（1489年）に府中は政秀の支配下に置かれており、この間までに政秀による府中攻撃が成功していたことがうかがえます。

政秀は、松尾小笠原氏との対立を深め、めいおう 明応2年（1493年）に小笠原定基（家長の子）と知久七郎らに急襲され討死し、鈴岡小笠原氏は事実上滅亡しました。定基は、長朝

と下条氏に攻められ甲斐国の武田氏を頼りますが、その後松尾に復帰しました。

小笠原氏の対立は、しばらくの間松尾小笠原氏と府中小笠原氏の2家の間で続きますが、長朝の子貞朝以降、その子の長棟の代に府中小笠原氏の伊那郡への出兵が活発になってきます。長棟は、天文2年(1533年)に数度伊那郡へ侵攻し、知久氏や高遠衆らと合戦を行いました。同3年(1534年)頃までには、長棟が松尾小笠原氏を圧倒し、府中を中心に安曇・筑摩・伊那郡を押さえ、小笠原氏を統一しました。

天文14年(1545年)になると、武田晴信による府中への侵入が本格化してきます。当時小笠原氏は長棟から長時に家督が移っており、林城と林館を拠点としていました。同年6月に武田軍は、林近所に放火し、ついには小笠原氏の館までも放火されました。天文17年(1548年)、長時が塩尻峠で武田氏と戦い敗れると、武田氏は本格的に松本平へ攻め入り、村井の城(芳川)の普請(曲輪や堀を造る土木工事全般)を開始しました。天文19年(1550年)、武田氏が林城の出城であるイヌイの城(場所不明、犬甘城(島内)、埴原城(中山)等との説がある。)を攻め破ると、林城は周囲の城(深志、岡田、桐原、山家)とともに自落(戦わずに逃亡又は降参すること。)しました。晴信は府中に入ると、深志城を普請し、府中を支配下に置きました。

林城を追われた長時は、平瀬城(島内)に入り、深志城の奪還を図ろうとしましたが叶いませんでした。長時は、野々宮(梓川)で武田軍と戦った後、重臣である二木氏の中塔城(梓川)に籠城しました。武田氏は、天文20年(1551年)2月に平瀬城を陥落させ、翌21年(1552年)7月に小岩嶽城(安曇野市)を落城させると、小笠原氏の領していた安曇・筑摩両郡の大半を支配下に置きました。

長時は、信濃を離れ、越後の長尾景虎の保護を受け、その後弟の信定がいた鈴岡城(飯田市)に入り、下条(下伊那郡下条村)、駿河、伊勢を経て同族の三好長慶を頼って摂津芥川城(大阪府高槻市)に逃れました。

信玄は、深志城を松本平の領域統治の拠点として惣普請し、家臣(在城衆)を置きました。また、府中には武田氏の直轄領である御料所が置かれ、深志城に御料所からの収入である兵糧が集められました。深志城は、先の平瀬城、小岩嶽城攻めのほか、刈谷原(四賀)や北信濃進出の際の軍事基地としての役割も果たしており、府中支配の拠点は、山城の林から平地の深志へ移りました。

(2) 考古資料から見る松本市域の様子

中世以降は、掘立柱建物に居住することが一般的になり、遺跡の変遷をたどることが難しくなりますが、市内では多くの中世遺跡が発掘されています。

一ツ家遺跡(内田)からは方形の区画溝を伴う竪穴状遺構・掘立柱建物・柱穴列が見つかったほか、隣接する小池遺跡(寿)から馬具や甲冑の小札が出土しており、武士の屋敷関連の遺跡と考えられています。また、墓域として、川西開田遺跡(神林)では1,748基の土坑墓が見つかり、12世紀末から16世紀初頭の焼物のほか刀装具などが出土しています。

宗教関係の遺跡では、元寺場遺跡(波田)で複数の平場、礎石建物や基壇などが調査され、鎌倉時代から戦国時代にかけての山岳寺院が明らかになりました。また、四賀地区の虚空蔵山を中心とする「虚空蔵山宗教遺跡群」(仮称)の調査で、13世紀から16世紀末の殿村遺跡、15世紀から16世紀初頭の虚空蔵山城跡(十二原沢上流

の平場群) 下層遺構面から、寺院跡と
考えられる石積を伴う平場、礎石建物
跡、掘立柱建物跡などが確認されてい
ます。

松本城周辺には、低湿地が広がって
おり、中世前半(13世紀から14世紀)
の人々は、微高地上に住んでいたこと
が分かってきました。深志城跡と断定
できる遺構はまだ見つかっていません
が、二の丸の近世土墨下から礎石が、



土居尻で確認された溝跡

土居尻と大名町では幅5メートル、深さ2メートル規模の堀の可能性のある溝が確認されています。大名町と土居尻では整地土内から笹塔婆(短冊形の木の薄片に仏や菩薩などの名号を墨書したもの)が、土居尻では流路の中から柿経(短冊形の木の薄片に経文を墨書したもの)が見つかっており、深志城前後の時期に、周辺で何らかの祭祀が行われたと推定されます。

深志城のほかに松本市内の中世城館は、山城のほか砦・居館などあわせて約100か所が知られていますが、このうち赤木南城跡(寿)、桐原城跡(入山辺)、虚空蔵山城跡(四賀)などで、豎堀の一部が調査されています。また、虚空蔵山城跡では、平石積の石積や豎堀・土墨を伴う曲輪群が調査されています。

(3) 小笠原氏に関する寺社

寺伝では、小笠原政康が、嘉吉元年(1441年)に里山辺林に竜雲寺を建てたとされます。竜雲寺は、後に小笠原長棟(長時の父)によって廣澤寺に名を改めたと伝わり、小笠原氏の菩提寺でもあります。小笠原氏は、筑摩神社を信仰しており、政康が寄進した筑摩神社本殿は、重要文化財に指定されています。また、大城の麓には小笠原清宗以来の祈願所とされた慈眼寺があり(廃仏毀釈により廃寺)、元々は金華山(林城山)福山の峰にあったと伝わります(『金華山慈眼寺縁起』)。江戸時代には、同寺が、ここを「堂平」と称し、文化13年(1816年)に観音堂を建てました(「文化三年五月 林村古城地面願書控」)。

(4) 井川城跡周辺の様子

井川城跡の南東約1キロメートルの位置にある出川遺跡(庄内、松南)からは、遺物等の状況から16世紀前半から中頃と思われる住居跡を伴う集落跡が見つかります。住居跡からは、多量の炭化物や、焼土が検出されており、火災によって廃絶した痕跡がうかがえます。

(5) 林城跡周辺の様子

中世の山家郷の地頭は、山家氏が務めていました。山家氏は、諏訪上社と関わりのある神氏が定着したのが始まりとされています。山家氏は、小笠原氏と度々対立し、文明12年(1480年)に拠点とする山家城を攻められ、翌年には、山家光家が敗死し、神氏系統の山家氏は滅びました。その後、播磨国から来たとされる折野山家氏が入りますが、小笠原氏に背き、天文17年(1548年)の塩尻峠の戦いでは武田氏に味方しました。

中世の遺跡としては、県史跡の山家城跡、桐原城跡などの山城のほか、前述の磐座や経塚を伴う山寺である旧海岸寺跡、地頭である神氏系山家氏が元弘元年（1331年）に開創した徳雲寺跡（入山辺）、儀礼に用いた多量のかわらけや輸入陶磁器を伴う住居跡が確認された入山辺南方遺跡（入山辺）があります。

4 近世

(1) 松本市域の様子

天正10年（1582年）、武田氏が織田信長に敗れ滅びると、府中は織田氏の支配下となり、信長は安曇・筑摩2郡を木曾義昌に与えました。しかし、本能寺の変により信長が亡くなると、信濃は上杉・徳川・後北条・豊臣氏らによる勢力争いの場となり、義昌は2郡の支配権を失い、上杉景勝の支援を受けた小笠原洞雪（貞慶の叔父）が深志城に入りました。洞雪は、徳川家康を後ろ盾とした長時の子貞慶によって追い出され、貞慶が深志城に入り、府中を治めました。この際に深志城の名を松本城と改め、以降、松本の地名が用いられるようになりました。

深志城への入城を果たした貞慶は、安曇・筑摩両郡の武士や寺院に所領安堵や知行宛行を行い、勢力の浸透を図りながら、本山（塩尻市）で義昌と戦い、日岐城（東筑摩郡生坂村）の仁科氏を攻めるなど、領域支配を進めました。その支配領域も千国十人衆に小谷筋（北安曇郡小谷村）を警戒させるなど越後国境近くまで広がりました。一方、家臣の赤澤氏や古厩氏らを謀反や逆心の罪で殺害し、家臣団の処分も行っています。

天正11年（1583年）4月、上杉景勝が麻績城を攻め落とすなど、府中を狙った動きを見せると、貞慶は徳川氏との連携を密にしていきます。しかし、天正13年（1585年）に石川数正が家康に背き、家康への人質となっていた貞慶の嫡男幸松丸（秀政）を連れて秀吉方に転じると、貞慶は家康と断交して秀吉方につき、家康との対立を深めましたが、天正15年（1587年）に秀吉の命令により貞慶と家康の関係修復が図られました。

貞慶は、松本城と城下町の本格的な整備に着手し、善光寺街道沿いに本町・中町・東町（親町三町）を、野麦街道沿いに伊勢町を置き、親町につながる枝町も町割を行いました。また、松本城の三の丸の縄張りを行い、堀や土塁を築き、5箇所入口に大城戸を設け、このうちの南門を大手門とし、三の丸の整備を行っています。

天正18年（1590年）の小田原攻め（豊臣氏と小田原城の北条氏との合戦）では、秀吉が景勝に援軍派遣を命じるとともに、貞慶との争いをやめさせました。また、小田原攻めの結果、北条氏の遺領が家康に与えられると、家康指揮下の信濃の諸将が関東に移ることとなり、小笠原氏も下総古河に移りました。小笠原氏の後には石川氏が松本を統治しました。こうして信長が亡くなった後、信濃を巡って起こった動乱は終結しました。

信濃は、上野、甲斐、駿河とともに、関東にいる徳川氏への備えとして機能したことから、石川数正は天正19年（1591年）に松本城の城普請に着手しました。数正が文禄元年（1592年）に亡くなると、その子康長が城普請を継ぎ、文禄2年から3年（1593年から1594年）には天守、乾小天守を築造しました。また、城下町の設計も行われ、

貞慶によって建設された方形区画の城下町を、主軸方向を変更し、近世的な短冊形地割の城下町に造り替えたことが分かっています。これにより城下町への集住も進み、松本城が政治、経済の中心となりました。

慶長18年(1613年)、石川康長が大久保長安事件に連座して改易され、貞慶の子の小笠原秀政が飯田から入邦しました。秀政は石川氏に引き続き、城下町の整備を進めています。しかし、秀政とその長忠脩は、慶長20年(1615年)の大坂夏の陣において戦死し、家督は次男の忠真が継ぎ、元和3年(1617年)に播磨国明石(現在の兵庫県明石市)に転封となりました。

石川氏以降、松本藩を治めた藩主は6家23代で、その時の石高は表4のとおりです。小笠原氏より後の城主は、松平氏に代表されるように、徳川氏と関係の深い藩主が置かれました。

【表4】松本藩主と石高

藩主	在藩期間	石高
石川氏 2代	1590～1613年	8万石
小笠原氏 2代	1613～1617年	8万石
戸田氏 2代	1617～1633年	7万石
松平氏 1代	1633～1638年	7万石
堀田氏 1代	1638～1642年	10万石 (内松本7万石)
水野氏 6代	1642～1725年	7万石
戸田氏 9代	1726～1871年	6万石

(2) 井川城跡周辺の様子

江戸時代の井川城跡周辺は、小島村でした。『信府統記』には、「小島村古城地」として井川城が紹介されています。

(3) 林城跡周辺の様子

享保3年(1718年)桐原村と薄町・^{きょうほう} 兎川寺・^{すすきまち} 上金井・^{かみがない} 荒町村の間で山論が起りました。山論は、桐原城跡がある大蔵山(大倉山)を巡って行われ、この時に書かれたとされる絵図(桐原城古図)が残っており、江戸時代の山城の様子をうかがうことができます。



【図10】桐原城古図(部分：松本市立博物館蔵)

5 近代

(1) 松本市域の様子

明治4年(1871年)、廃藩置県によって松本藩が廃され、松本県が置かれましたが、すぐに全国的に府県の改廃が行われ、松本県に代わって中南信と岐阜県高山地方を範囲とする筑摩県が誕生します。筑摩県は、明治9年(1876年)に廃止され、中南信地方は長野県に、高山地方は岐阜県に合併されました。

廃藩置県によって、松本城は不要となり、明治5年(1872年)に売りに出され、取壊しの危機を迎えました。しかし、市川量造の活躍や、人々の寄付によって破却を免れます。その後も、荒廃した天守を憂えた小林有也が、有志とともに天守閣保存会を設立し、明治36年(1903年)から大正2年(1913年)にかけて、松本城天守の修

理工事を行いました。

明治40年（1907年）、市制施行により松本町が松本市となり、初代市長に小里頼永が就任しました。

当時の松本を代表する産業の一つとして、養蚕・製糸業が挙げられます。大正11年（1922年）には、市内に41か所の製糸工場が稼働していたほか、養蚕に使用する蚕網は松本の特産物として、明治28年（1895年）の第4回内国勸業博覧会に出品されました。

製糸業は、昭和4年（1929年）に起きたニューヨーク株式市場の大暴落により波及した昭和恐慌、昭和13年（1938年）の国家総動員法、昭和17年（1942年）の企業整備令により、平和産業の軍需産業への転用により大打撃を受けました。松本市においても、製糸工場の軍需会社へ売却、賃貸又は転換が行われました。更に昭和17年から昭和19年（1944年）にかけては、工場疎開が行われ、企業整備令によって生じた遊休工場などが疎開先に利用されました。

(2) 井川城跡周辺の様子

明治8年（1875年）小島村は周辺7か村と合併し、筑摩村となり、明治21年（1888年）市制町村制が制定されると、翌年旧小島村のうち田川を挟んで東側は松本町に、井川城跡がある西側は松本村となりました。松本町が、明治40年（1907年）に市制を施行し松本市になると、大正14年（1925年）に松本村は松本市に合併されました。



半地下工場跡（林山腰遺跡）

(3) 林城跡周辺の様子

第2次世界大戦の際、先述のとおり松本市には軍事工場の疎開が計画されました。昭和20年（1945年）の三菱重工業株式会社名古屋航空機製作所の松本市疎開に当たっては、中山、入山辺、里山辺などに、半地下・地下軍事工場の建築が行われました。特に里山辺については、林城山（大城）、向山（小城）に地下工場、林山腰遺跡がある大嵩崎集落に半地下工場が造られ、現在も痕跡が残っています。



半地下工場屋根基部材（上）と床付近の部材（下）

第3節 社会的環境

1 人口

松本市の人口は、平成14年（2002年）の244,603人をピークに減少に転じ、令和4年（2022年）10月1日時点で人口236,566人、世帯数108,386世帯（「松本市統計月報」）

【表5】松本市の人口推移

年	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）
平成17年（2005年）	242,541	94,082	21.1
平成22年（2010年）	243,037	97,303	23.7
平成27年（2015年）	243,293	100,173	26.7
令和2年（2020年）	241,145	104,934	28.2
令和4年（2022年）	236,566	108,386	28.4

出典： 人口及び世帯数は、総務省「国勢調査」（平成17年から令和2年まで）、松本市「統計月報10月号」（令和4年）

高齢化率は、松本市「松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）」IV松本市人口ビジョン（平成17年から令和2年まで）、令和4年は、松本市統計「地区別年齢別人口」10月1日から算出

【表6】史跡所在地区の人口推移

年	鎌田地区			入山辺地区			里山辺地区		
	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）
平成27年（2015）	19,200	8,598	21.2	2,111	890	44.5	11,864	5,096	26.5
令和2年（2020）	19,616	9,089	21.5	1,907	847	47.3	11,955	5,397	27.6
令和4年（2022）	19,960	9,450	21.4	1,846	850	48.4	11,886	5,466	28.2

【表7】史跡所在町会の人口推移

年	井川城下区			入山辺橋倉			里山辺林		
	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）
平成27年（2015）	637	291	22.1	125	40	33.6	653	257	34.6
令和2年（2020）	642	307	22.0	125	43	38.4	620	261	35.6
令和4年（2022）	619	291	20.7	122	45	41.0	607	262	35.7

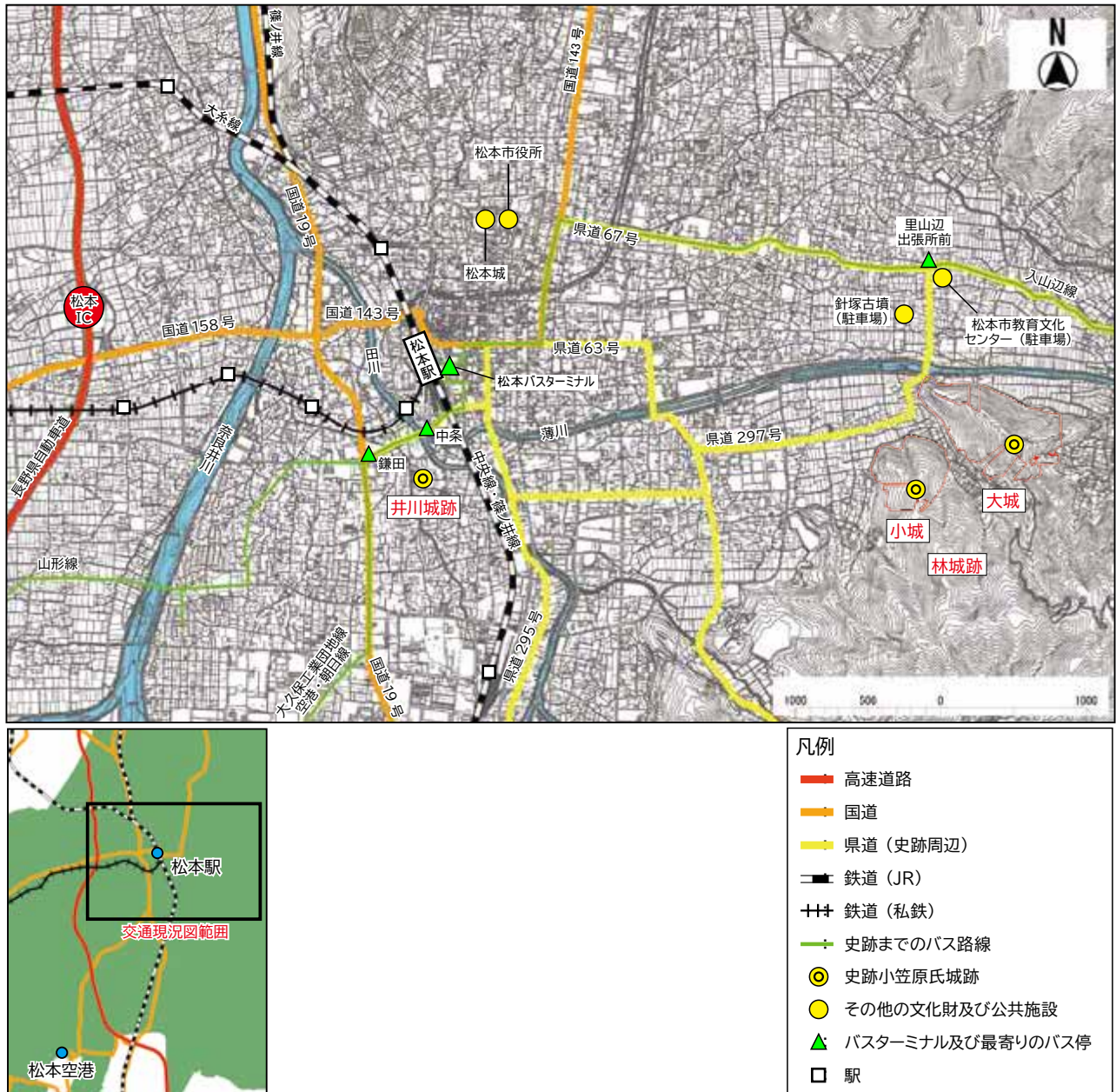
出典： 人口及び世帯数は、松本市統計「地区町会別人口・世帯数」10月1日時点
 高齢化率は、松本市人口統計「町会別年齢別人口構成」10月1日時点で算出

となっています。

令和4年（2022年）の松本市の高齢化率は、28.4パーセントとなっており、今後も高齢化が進むことが予測されています。井川城跡がある鎌田地区は、人口の増加が見られ、高齢化率も横ばいの傾向です。一方林城跡がある入山辺地区と里山辺地区は、人口の減少が見られ、入山辺地区の高齢化率は50パーセントに近い状況になっています。

2 交通アクセス

松本駅から、JR篠ノ井線、中央本線、大糸線が運行しており、首都圏から松本市には2時間30分程でアクセスが可能です。また、アルピコ交通上高地線が新島々駅まで運行し、上高地方方面への交通手段となっています。鉄道以外の交通手段は、昭和40年（1965年）に県営松本空港が開港したほか、平成5年（1993年）に長野自動車道（岡谷～更埴^{こうしよく}）が開通し、松本インターチェンジから全国の高速道路網へ接続できるようにな



【図11】交通現況図

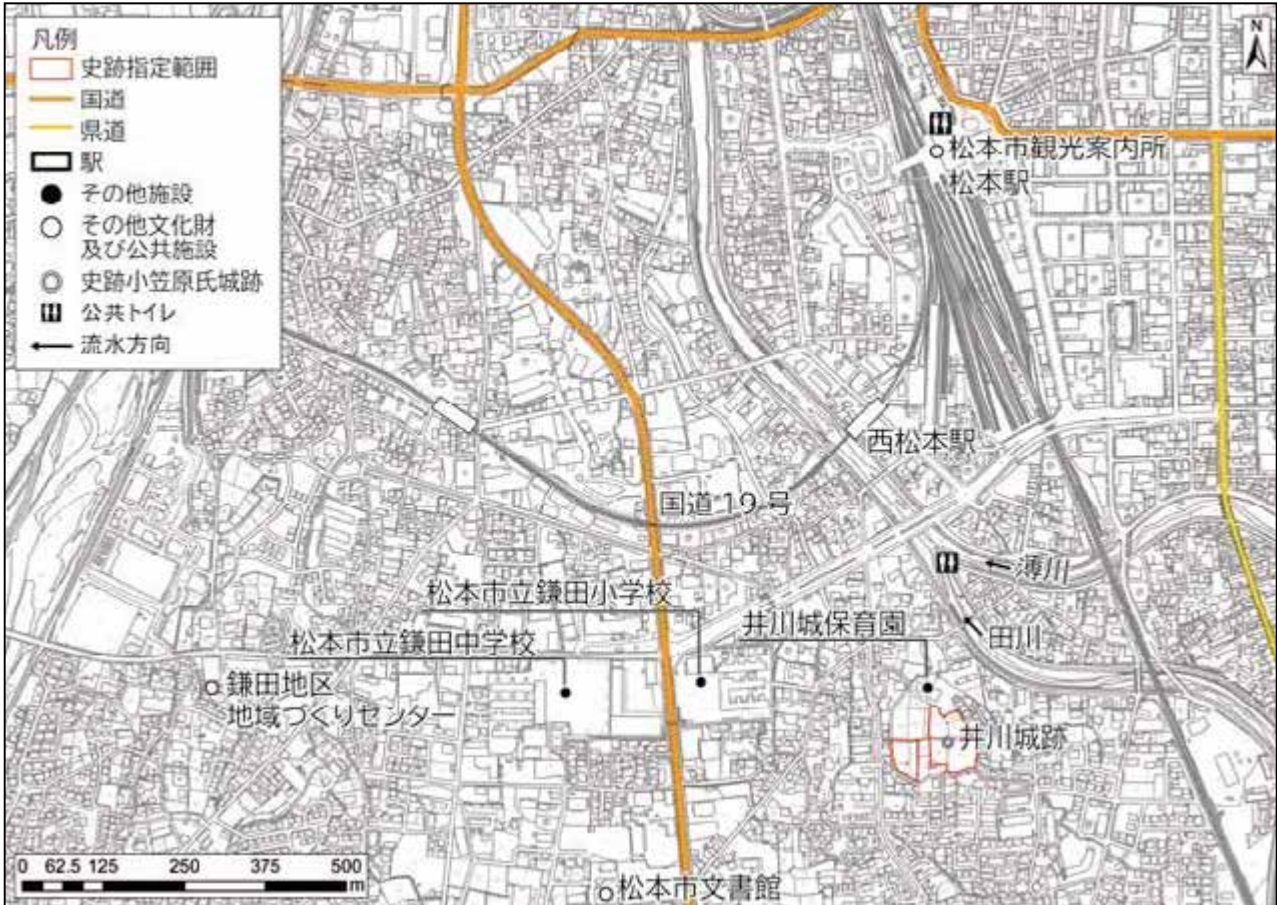
りました。

井川城跡は、松本駅から約1.2キロメートル、バス停「中条」「鎌田」から約500メートル、自動車では松本インターチェンジから約3キロメートルの位置にあります。専用の駐車場はありません。林城跡は、松本駅から直線距離で約3.4キロメートル、バス路線は、通勤・通学等の生活用路線であり、平日運行のみのため、見学者の利用は困難です。自動車では、松本インターチェンジから直線距離で約5.6キロメートルありますが、専用の駐車場はありません。

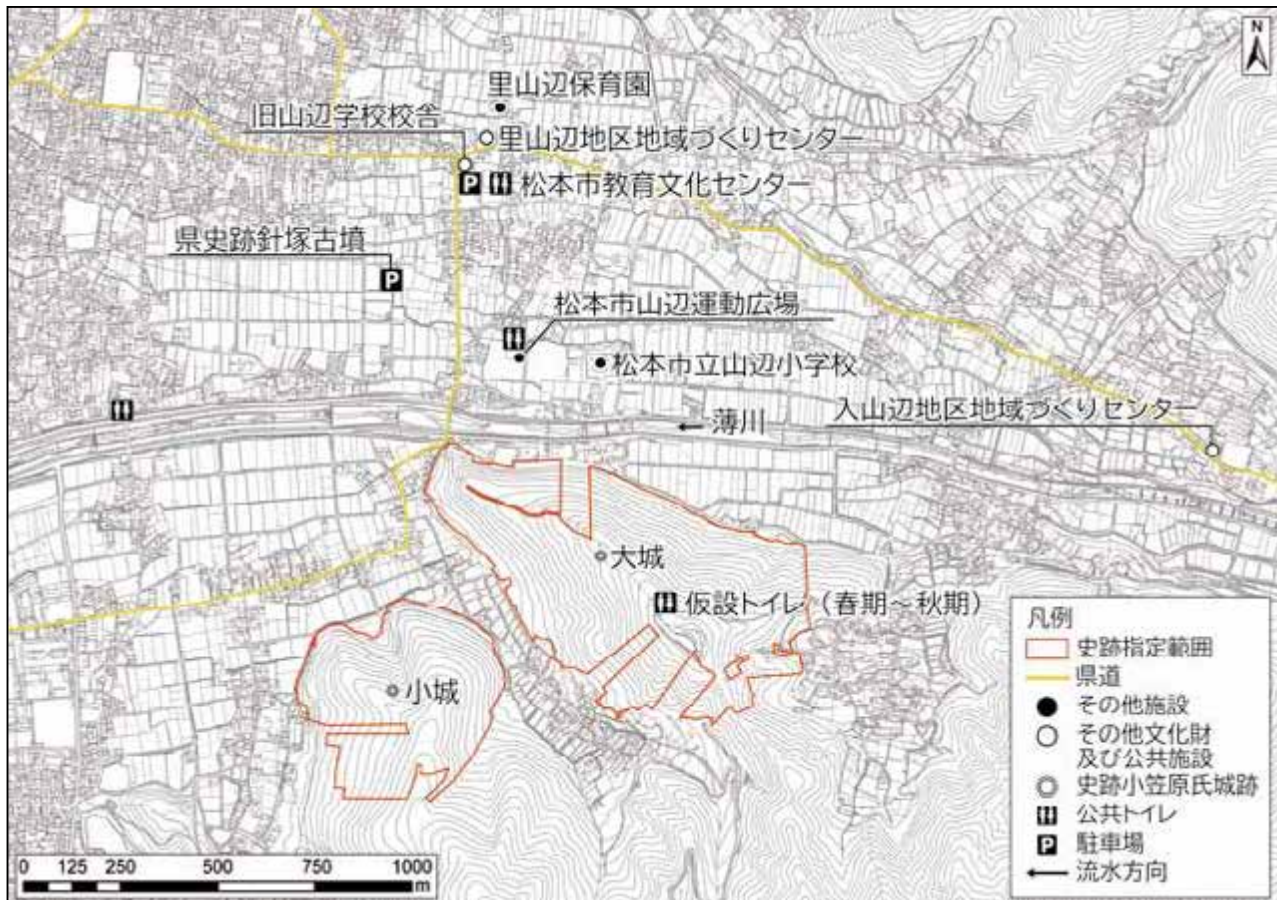
3 周辺施設

(1) 井川城跡

史跡周辺の公共施設及びトイレ等の便益施設の位置は、図12のとおりです。中心市街地に近く、周辺は住宅街となっており、公共施設やトイレ等の便益施設は史跡から離れた場所にあります。史跡の北側には井川城保育園が隣接し、1キロメートル圏



【図12】井川城跡周辺施設図



【図13】林城跡周辺施設図

内に松本市立鎌田小学校と中学校といった教育機関が近接しています。

ガイダンス施設はなく、史跡のマップ及びパンフレットは、松本市観光案内所（松本駅構内）と松本市観光情報センターに設置しています。見学者のための駐車場は史跡周辺にはなく、松本駅周辺の民間駐車場の利用が考えられます。

(2) 林城跡

史跡周辺の公共施設及び駐車場、トイレ等の便益施設の位置は、図13のとおりです。

林城跡周辺は、集落と耕作地が広がっており、公共施設やトイレ等の便益施設は、薄川の対岸（北側）にあります。史跡の北側1キロメートル圏内に、松本市里山辺保育園や松本市立山辺小学校があるほか、旧山辺学校校舎、松本市教育文化センター等の社会教育施設があります。

ガイダンス施設はなく、パンフレットは松本市観光情報センターや松本市観光案内所のほか、松本市教育文化センター、里山辺地区地域づくりセンターや入山辺地区地域づくりセンターに設置しています。見学者のための専用駐車場はありませんが、松本市教育文化センターや県史跡針塚古墳の駐車場は、見学者も利用できます。

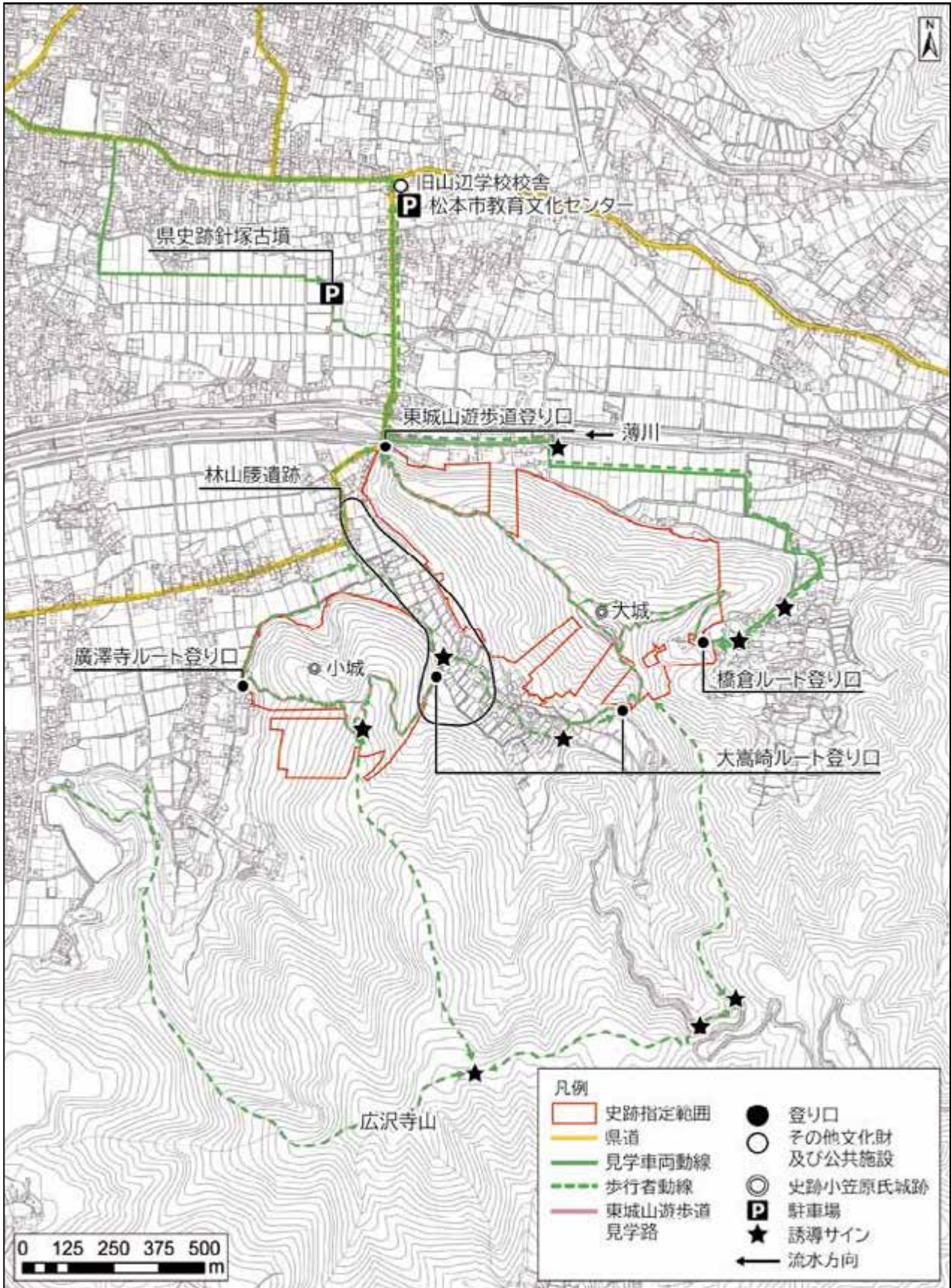
4 見学者動線

(1) 井川城跡

公共交通機関の利用者は、電車利用の場合「松本駅」が起点となります。バス利用の場合は「中条」のバス停が起点となります。いずれも駅、バス停からの誘導サインはなく、史跡の東西の市道に1基ずつ建つのみです。自家用車は、専用の駐車場がな



【図14】井川城跡見学者動線図



【図 15】 林城跡見学者動線図

いため、史跡西側の空きスペースや、東側から史跡内へ乗り入れ、史跡内に駐車して見学する様子が見られます。

(2) 大城

公共交通機関の利用は、前述のとおり難しいため、自動車でのアクセスが中心となります。専用の駐車場がないため、松本市教育文化センターや針塚古墳の駐車場が起点となります。しかし、橋倉側からの車道を利用し曲輪内への駐車や、東城山遊歩道登り口の空きスペース、薄川の堤防を走る道路への駐車が見られます。

史跡へは、薄川沿いから橋倉側車道を経由して、大城の曲輪内へ至る誘導サインが設置されています。現在駐車場としている松本市教育文化センター及び針塚古墳から大城への誘導サインは未設置です。

(3) 小城

史跡までのアクセス方法は、大城と同様です。駐車場から距離があるため、大嵩崎ルート登り口周辺の空き地や道路への路上駐車が見られます。大城と同様に駐車場から登り口に至るまでの誘導サインが未設置です。

(4) 広域動線

井川城跡と林城跡を周遊する動線は整備されておらず、両城をつなぐ誘導サインは未設置であり、モデルルートの設定も行っていません。そのため、現状の見学者動線は不明です。

5 指定範囲における法令の規制等

史跡小笠原氏城跡に関わる法規制等を整理します。

(1) 文化財保護法

小笠原氏城跡は、文化財保護法第109条により史跡に指定されており、同法第125条により史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を得る必要があります。また、同法第93条により、指定地一帯は、周知の埋蔵文化財包蔵地となっています。

(2) 森林法（図16）

ア 保安林

史跡小笠原氏城跡のうち、大城及び小城の一部が保安林（土砂流出防備保安林）に指定されています。そのため、立木の伐採や土地の形質の変更を行う場合は、長野県知事の許可が必要です。

イ 地域森林計画対象民有林

松本市は、森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象地となる民有林に対し、同法第10条の5に基づき松本市森林整備計画を策定しています。史跡小笠原氏城跡のうち、林城跡が該当しており、立木の伐採を行う場合は、松本市長に伐採及び伐採後の造林届出書を提出する必要があります。

(3) 農地法（図17、図18）

史跡内の農地は、地目変更、所有権の移転等を行う場合、松本市農業委員会の許可又は届出が必要となります。

(4) 農業振興地域の整備に関する法律（図 19）

農業振興地域のうち、農用地区域に指定された土地を農地以外の用途に転用する場合は、農地転用許可申請に先立ち、長野県知事同意の上、松本市が定める農用地利用計画の変更（農振除外等）を行う必要があります。

(5) 都市計画法（図 20）

ア 市街化調整区域

林城跡が該当し、建築物の築造、開発行為等に制限がかかります。

イ 市街化区域、用途地域

井川城跡が該当し、住居の環境保護を定めた第1種住居地域に指定されています。

(6) 土砂災害防止法（図 21）

ア 土砂災害警戒区域

土砂災害による被害を防止・軽減するための周知、警戒避難体制の整備を市が行います。

イ 土砂災害特別警戒区域

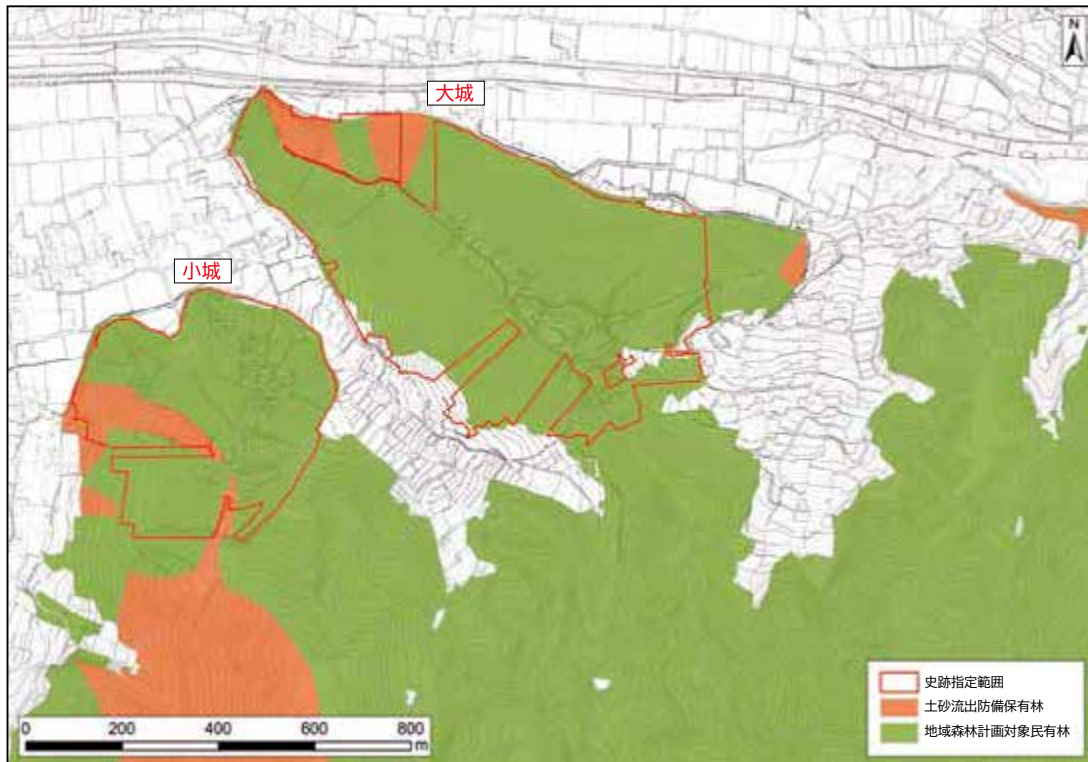
特定の開発行為が許可制となるほか、建築物の構造規制などの制限を県又は市が行います。

(7) 盛土規制法

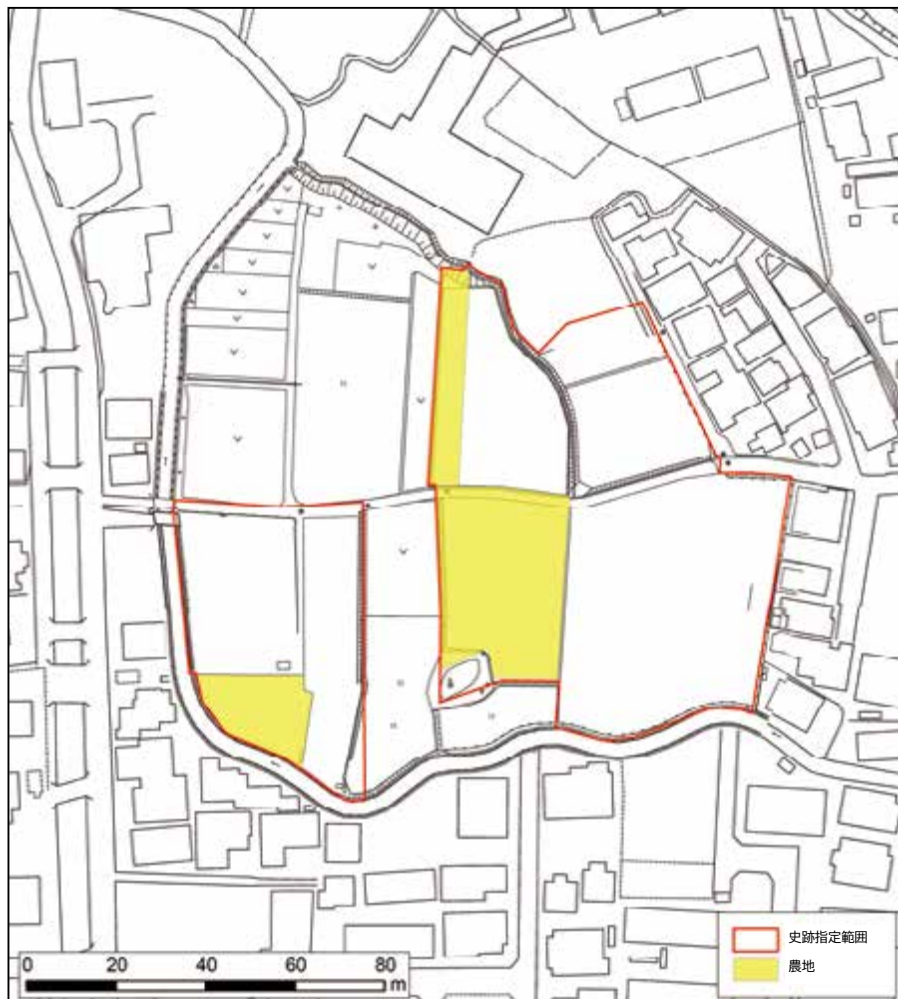
盛土等による災害から国民の生命等を守るため、土地の用途にかかわらず危険と思われる盛土等を全国一律の基準で規制（設定）し、盛土等に伴う災害を防止することを目的とし、令和5年（2023年）5月から施行されています。この法律では、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、区域内の盛土等が規制されます。規制区域には、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域があります。規制区域の設定について、現在検討が進められているため、区域指定はまだ行われていません。

【表 8】法適用現況一覧

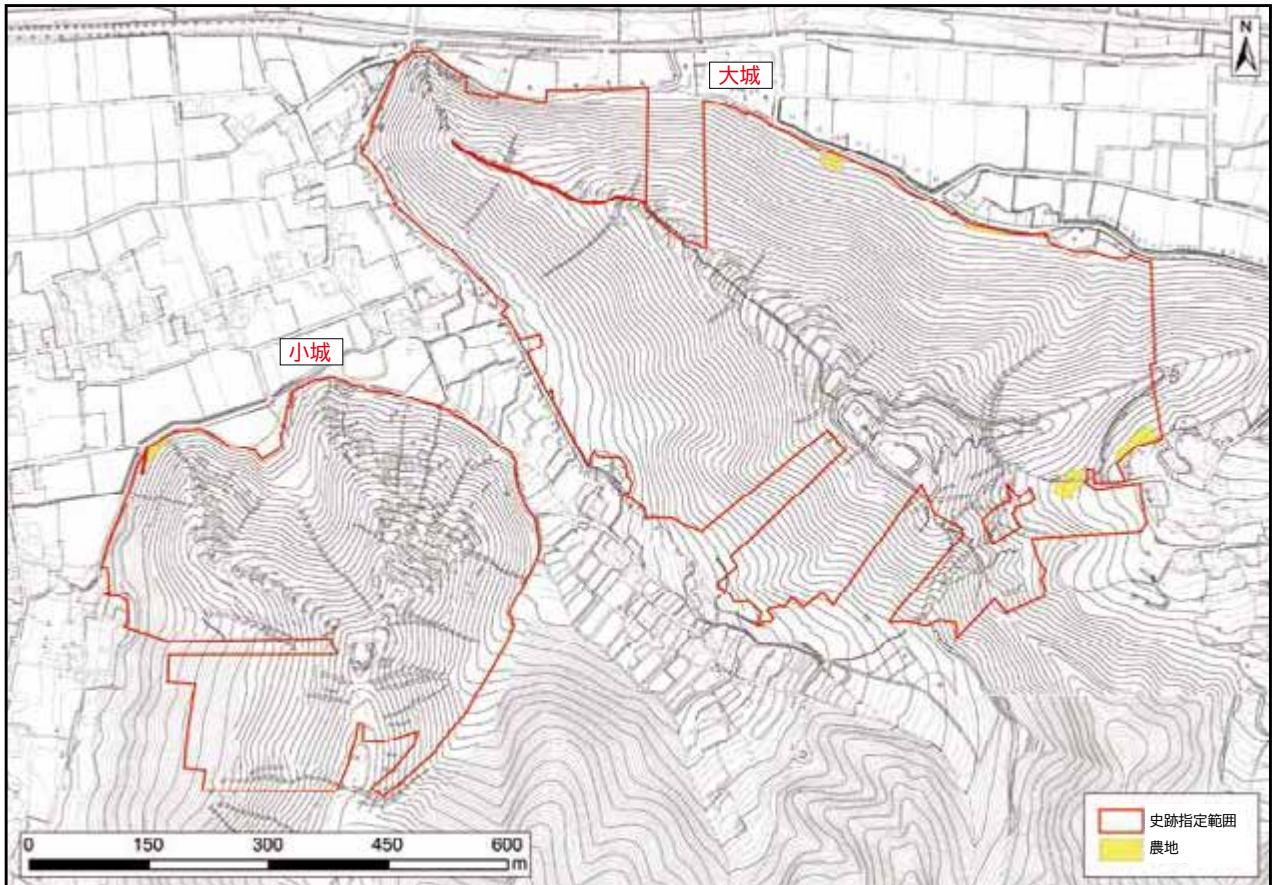
名称	法令	井川城跡	大城	小城
史跡	文化財保護法	○	○	○
保安林	森林法	—	○	○
地域森林計画対象民有林	森林法	—	○	○
農地	農地法	○	○	○
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	—	○	—
市街化調整区域	都市計画法	—	○	○
市街化区域	都市計画法	○	—	—
用途地域 (第1種居住地域)	都市計画法	○	—	—
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	—	○	○
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	—	○	○
宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	盛土規制法	—	—	—



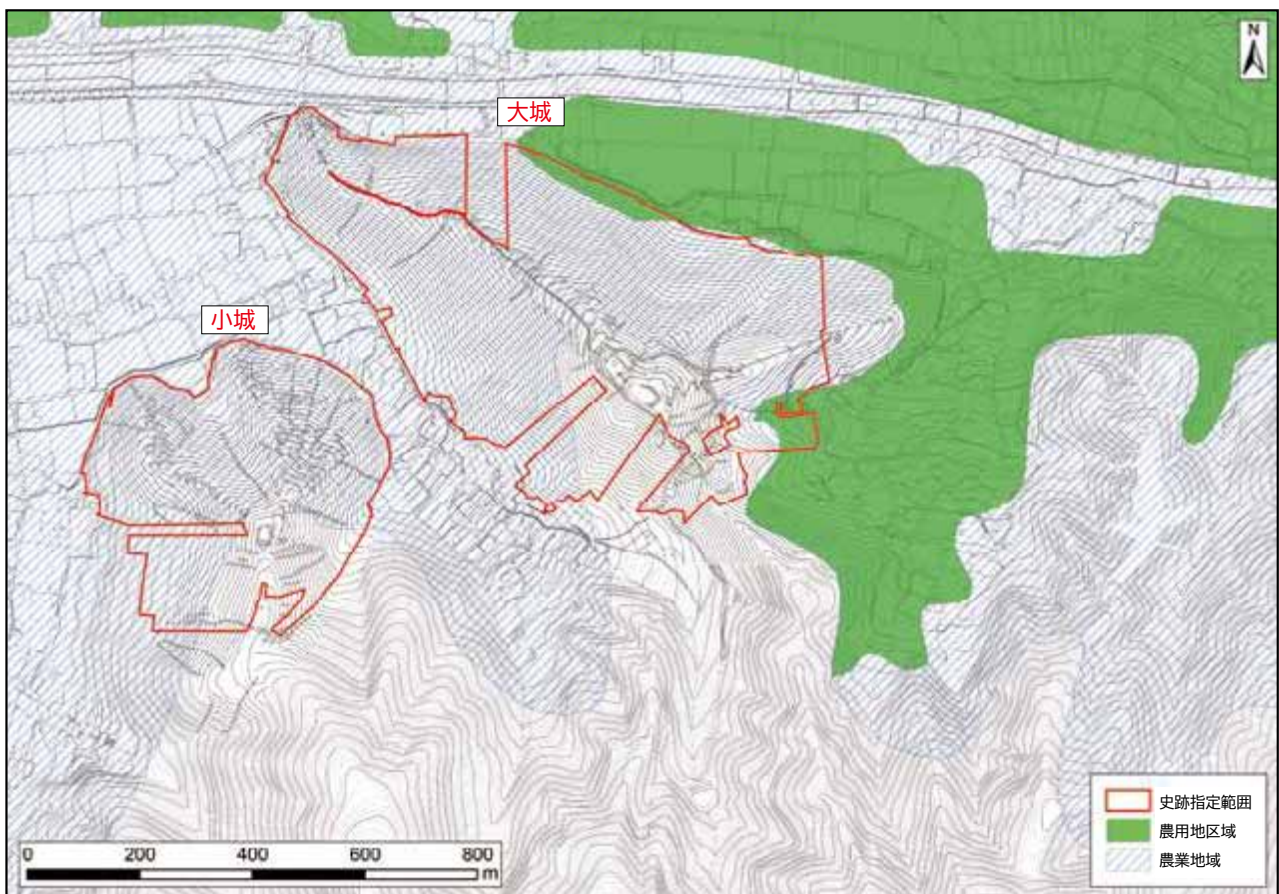
【図16】 林城跡周辺の保安林と地域森林計画対象民有林
 (「信州くらしのマップ (森林区域 (松本市))」(長野県) を使用して作成)



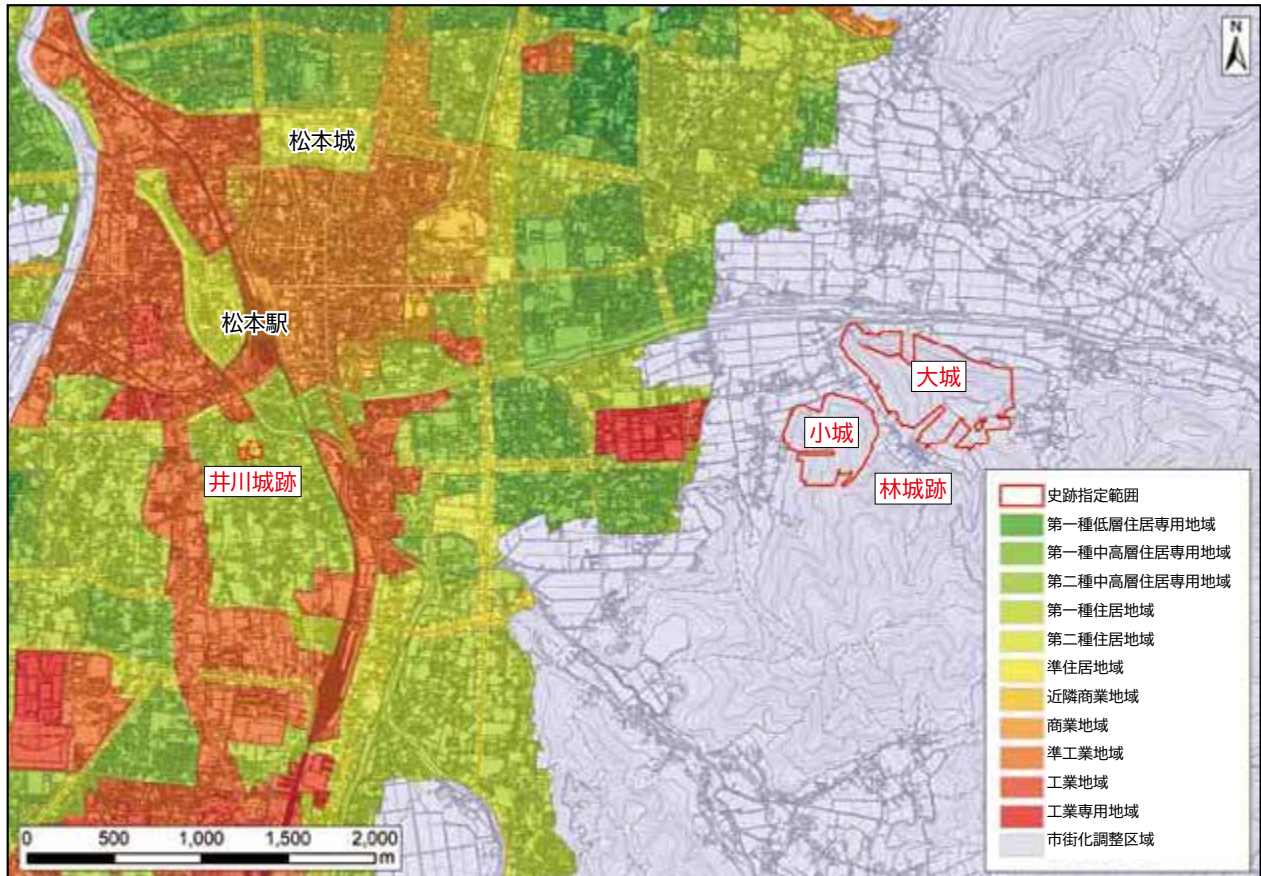
【図17】 農地法による史跡指定範囲内の農地 (井川城跡)



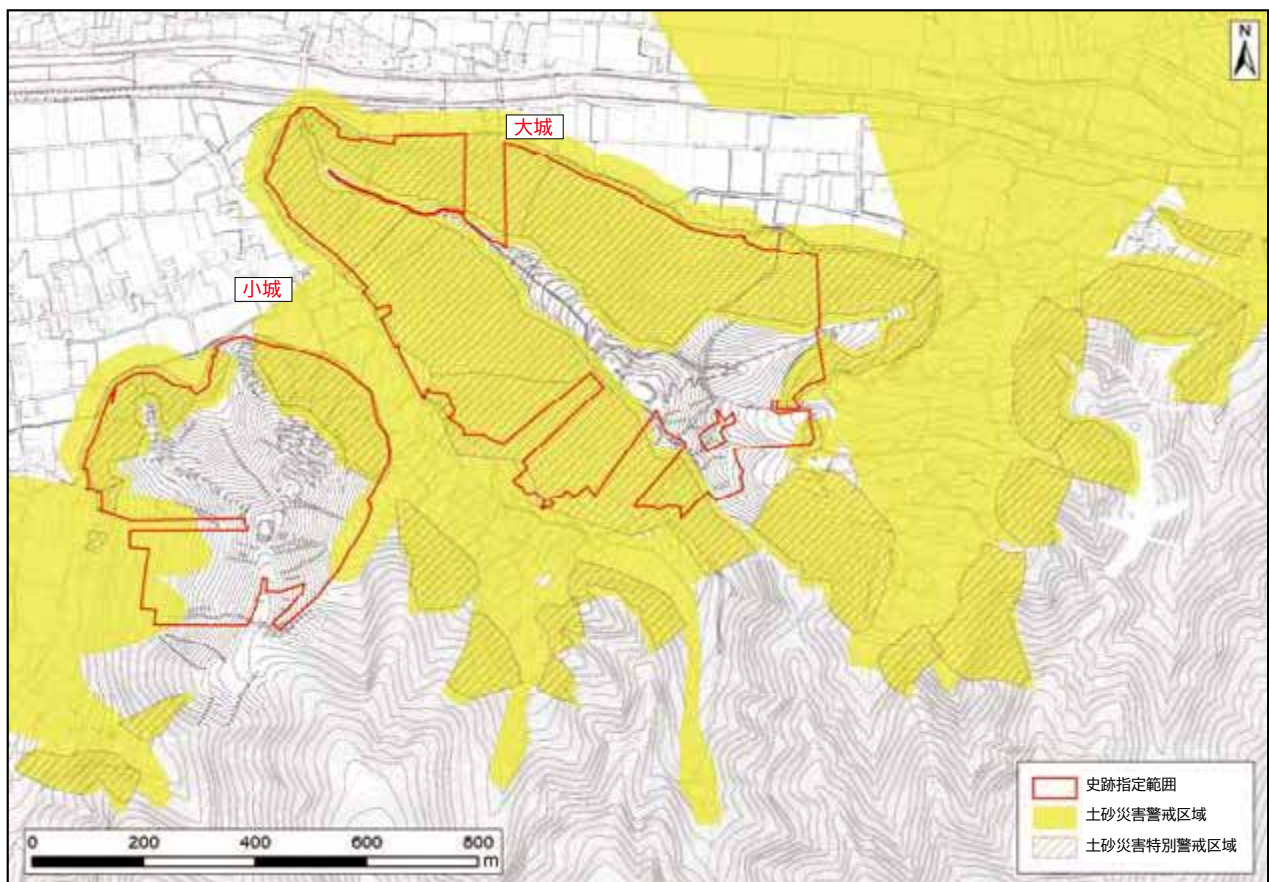
【図18】農地法による史跡指定範囲内の農地（林城跡）



【図19】史跡指定地周辺の農用地区域と農業地域（林城跡）



【図20】史跡指定地周辺の用途地域（市街化区域）と市街化調整区域
 （「国土数値情報（用途地域）」（国土交通省）を使用して作成）



【図21】林城跡周辺の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 （「国土数値情報（土砂災害警戒区域）」（国土交通省）を使用して作成）